

令和5年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
1 2月8日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
1番 鈴 木 日出男 君	17
5番 村 田 徹 也 君	23
6番 野 口 健 二 君	36
9番 新 井 利 朗 君	38
3番 野 原 隆 男 君	42
2番 板 谷 定 美 君	44
8番 大 島 瑠美子 君	48
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第64号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第64号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第65号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第65号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第66号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第67号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第68号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第69号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第69号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第120号

令和5年第6回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年12月4日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和5年12月8日(金)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定	美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田		務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健	二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠	美	子
9番	新井	利	朗	君					

不応招議員（なし）

第 1 日 12月8日(金曜日) 本 会 議

令和5年第6回長瀬町議会定例会 第1日

令和5年12月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

1番 鈴 木 日出男 君

5番 村 田 徹 也 君

6番 野 口 健 二 君

9番 新 井 利 朗 君

3番 野 原 隆 男 君

2番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第64号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第66号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第69号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第70号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第71号の説明、質疑、討論、採決

1、長瀬町選挙管理委員の選挙

1、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	若林健太郎君	会管理者兼計 会務税務課長	朽原秀樹君
町民課長	福嶋俊晴君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども課長	福島陽子君	産業観光課長	相馬孝好君
建設課長	若林智君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	玉川真	書記	若林実
------	-----	----	-----

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和 5 年第 6 回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 6 回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において、地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のための出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張等につきましてご報告いたします。

9 月 29 日に、小鹿野町役場において秩父地域議長会第 2 回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

10 月 6 日に、吉見町のフレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会があり、出席いたしました。なお、この研修会には大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

10 月 8 日に、秩父市下吉田において龍勢観光まつりがあり、出席いたしました。

10 月 11 日から 12 日にかけて、愛知県豊橋市において秩父地域議長会正副議長行政視察があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

10 月 20 日に、横瀬町町民会館において秩父郡市人権フェスティバルがあり、新井利朗君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君が出席いたしました。

10 月 23 日に、県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会役員会があり、出席いたしました。

10月24日に、長瀬町役場において秩父町村議員クラブ役員代表者会議があり、出席いたしました。

10月29日に、長瀬第一小学校において長瀬町消防団特別点検があり、出席いたしました。

なお、特別点検には新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君も出席しております。

同じく10月29日に、中央公民館において公民館ホームまつりがあり、出席いたしました。

同じく10月29日に、横瀬町町民会館においてよこぜまつりがあり、出席いたしました。

10月31日に、秩父地域議員連盟視察研修があり、山梨県知事政策局及び山梨県立リニア見学センターの視察研修に参加いたしました。なお、この視察研修には新井利朗君、大島瑠美子君、野原隆男君、板谷定美君も参加しております。

11月1日に、秩父市役所において第55回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

11月10日に、皆野町文化会館において皆野町・長瀬町商工会優良従業員表彰式があり、出席いたしました。

11月11日に、中央公民館において第36回長瀬町社会福祉大会があり、出席いたしました。なお、この社会福祉大会には副議長の野原隆男君、大会運営部長として村田徹也君、そのほか新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

11月20日に、秩父宮記念市民会館において秩父地域まちづくり協議会主催の講演会を秩父地域議長会議員研修会として位置づけて開催され、出席いたしました。なお、この研修会には新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君も参加しております。

11月29日に、東京都渋谷区のNHKホールにおいて町村議会議長全国大会があり、出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館において秩父夜祭観光祭があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いします。

9番、新井君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をさせていただきます。

11月10日、全員協議会があり、大島議員共々出席いたしました。内容につきましては、諸報告、それから組合議員選挙の結果、これは小鹿野町におきまして改選がありました。その結果でございます。それから、第3回定例会管理者提出議案の概要説明がありました。そのほか新規採用職員追加募集について、寄附採納について、消防本部報告事項について、それから水道事業建設投資状況についての報告がありました。それから、議会運営として、新議員の議席指定、常任委員会の所属等の報告、話合いがありました。

以上で全員協議会の報告を終わります。

続きまして、11月17日、秩父市議場におきまして第3回定例会が開催されました。議案といたしまして、1番は議席の指定、これは小鹿野町の議会議員の選出があり、15番と16番に指定されました。そのほか署名議員の指名、会期の決定、諸報告、管理者提出議案の報告があり、一般質問が4人ありました。

議案第23号として、管理者から令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを審議いたしました。これにつきましては、総員起立で承認されました。

続いて、第24号として、秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例が審議され、総員起立で賛成であります。

続いて、第25号として、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例が審議されました。

これも総員起立で賛成でございます。

次に、議案第26号として、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）が審議され、総員起立で賛成であります。

続いて、第27号として、令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）が審議され、総員起立で賛成であります。

最後に、議案第25号として、秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてが審議され、総員起立で選任することに同意いたしました。

以上で秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いします。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。皆野・長瀬下水道組合からのご報告を行います。

令和5年第2回皆野・長瀬下水道組合議会定例会が9月21日木曜日に開催され、野口議員、野原議員、鈴木議員とともに出席いたしました。

主な議案は、一般会計歳入歳出決算認定について、浄化槽市町村整備型事業特別会計歳入歳出の決算認定について、それと下水道事業会計決算認定についての決算認定が3件、いずれも認定されました。

令和5年度補正予算1件が可決されました。

また、監査委員の選任が行われ、野口健二議員が選任されました。

以上、報告いたします。

○議長（岩田 務君） なお、監査委員から令和5年8月から令和5年10月における例月出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和5年第6回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

紅葉に染まっておりました秩父の山々も次第に落ち葉の舞う頃となり、季節は晩秋から初冬へと移り、日に日に寒さが厳しくなっていまいりました、と同時に今年も残すところ3週間余りとなりました。議員各位におかれましては、今年も町政進展のためにご尽力をいただきましたことに対し、心から感謝と敬意の意を表する次第でございます。

12月3日の秩父夜祭は、4年ぶりに通常開催となったことと週末に重なったことで大勢の見物客が訪れ、冬の秩父を彩る華やかな山車の行列や、次々に打ち上がる花火に歓声を上げておりました。

また、現在行われております臨時国会におきまして、11月29日、令和5年度補正予算が成立いたしました。内容を見ますと、物価高への対応としての費用が盛り込まれ、具体的には住民税が非課税の低所得者世帯に対して7万円の給付や、ガソリン代や電気代、ガス代の負担軽減措置の延長が盛り込まれているほか、持続的な賃上げの実現や国内投資の促進に向けた費用などが計上されております。当町におきましても、この補正予算に基づく国の施策に注視しながら、着実な行政運営に取り組んでまいります。

さて、例年は年末年始にピークを迎えるインフルエンザの感染が今年は早い時期から広がっており、町内小学校でも学級閉鎖になるクラスも出てきております。皆様におきましても、常日頃からの感染防止の取組をお願いいたします。

ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

10月29日、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。今年度は、コロナウイルス感染症拡大後に中止していましたが放水演習を再開し、中継訓練をかねて実施しました。消防団員のきびきびとした姿を見て、改めて不断のご努力に敬意を表した次第でございます。議員各位にはお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

11月20日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、5名と2団体の方を表彰させていただきました。

次に、福祉介護課関係についてご報告申し上げます。

敬老祝い事業につきましては、社会福祉協議会にて慶事該当者、個人のお祝い347名、結婚のお祝い30組に対して記念品の贈呈を行いました。

また、社会福祉大会につきましては、11月11日、中央公民館で開催され、社会福祉功労者表彰や福祉体験発表が行われました。福祉体験発表では、小中学生が自分の体験をしっかりと発表することができました。

なお、通いの場づくりを目的とした移動販売車うえたん号は、11月30日に運行開始1年を迎え、多くの町民の皆様にご利用いただいております。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

11月11日に、長瀬駅前広場において町主催によります観光農産物PRキャンペーンを開催いたしました。

11月25日には、中央公民館において鳥獣被害対策アドバイザーの古谷益朗氏を講師にお招きし、知らないことが招く鳥獣被害と題した鳥獣被害対策講習会を開催いたしました。

11月1日から11月30日までの1か月間、長瀬町観光協会主催によります長瀬紅葉まつりが行われました。祭り期間中の11月3日から11月26日までの間、月の石もみじ公園をはじめ、宝登山神社や自然の博物館で紅葉のライトアップを実施していただきました。今年もライトアップ会場に竹あかりの飾りつけも併せて行っていただきました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

公民館ホームまつりが10月29日に中央公民館において4年ぶりに開催されました。

また、第46回長瀬町文化展が11月2日から3日間、中央公民館において開催されました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議をいただきます案件は、条例の一部改正案3件、令和5年度補正予算案4件、指定管理者の指定1件の合わせて8議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承い

ただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 大島 瑠美子 君

9番 新井 利朗 君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会議は、本日から11日までの4日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの4日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願申し上げます。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、幼稚園、保育園の支援について、町長に伺います。当町では、幼稚園と保育園の3園がそれぞれの特徴を生かし運営していますが、今後も少子化の当町では幼児数の減少が見込まれ、それぞれの園の経営も困難になり、何らかの支援が必要になってくると思われませんが、このことについて町はどう考えているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えをいたします。

当町におきましても乳幼児数の減少が進んでおり、それに伴い、町内の保育園、認定こども園の入園希望者数も減少してきている状況でございます。保育園、認定こども園の主な収入は、町からの委託費でございます。この委託費は、園児1人当たりの単価を国が定め、その単価に実際の利用人数を乗じて算出されます。保育園を例に挙げますと、10人ごとの利用定員区分に応じて単価が定められており、定員が多い区分は1人当たりの単価は低く設定され、定員が少ない区分は高く設定されています。したがって、若干の増減は考えられるものの、園児数の減少が直ちに園の大幅な収入減少に直結するという仕組みにはなっておりません。しかし、中長期的な視点で見ますと、園児数の減少は園の運営に影響することが想定され、保育園、認定こども園によっては、将来を心配されている園もあるかと思えます。園を安定的に運営していくには、まずは園が利用する子供やその保護者にとって魅力的な園となることを目指して取り組んでいくことが重要です。

一方、保育園、認定こども園は、子育てには必要不可欠なインフラです。そこで、町では引き続き国や県等の支援策や様々な情報の提供に努めるとともに、支援策等の相談にも対応してまいります。また、各園と町で連携を密にし、教育、保育の質の向上や人材育成にも協働して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁だと、そんなに心配は必要ないというように私は聞きました。以前学校の問題のときもそうなのですが、私はこの人数の統計を見て今回も質問していますが、人数が少なければ少ないほど補助率が高く、運営には支障ないような話でありますけれども、その最低というライン、例えば長瀬で言えば、令和5年4月1日、これは今年度だからいいとして、今の1歳児、長瀬で8人しかいない、これでも3園、私はそれぞれの特徴を生かして幼児の指導をさせていただいているというのは承知しております。

そこで、今の1歳児が8人になって、これでもまだ心配ないというお話でいいのであれば、私もそんなに心配しないけれども、私も会社を運営していて、これだけの人数になってきて、この長瀬町に3つ施設があって大丈夫なのかなというのが先に立ったので、この質問をしています。もう一度町長、この人数を把握しての答弁だとは思いますが、人数が少なくなっても本当に大丈夫なのか、急に門を狭めるとか、そういうのだと経営しているほうも大変だし、父兄のほうも大変になってくると思うのです。今は3つがあるから選択肢が3つ、自分で選べる。これがだんだん門が少なくなれば格差が生まれてくると思うのです。どこがいいか悪いかを決定していかなくてはだから。町長、そういう点も含めて一度お答えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいまの私の答弁から、心配は必要ないと受け取っていただいたようでございます。心配をしていないというわけではございません。ただいまの答弁の中でも、中長期的な視点から見ますと影響が想定されるというお答えをさせていただきました。私のところにも人数についての資料は届いております。どういう仕組みになっているかということ、これはここで申し上げるのはちょっと難しいかなという思いでございますので、もしでしたら資料を担当のほうからお持ちさせていただきたいと思いますが、これからのそうした状況の中で、今現在もそうですけれども、よその町から結構今来ていらっしゃるお子さんもいらっしゃいます。そうしたことも特色のある園にすることによって、よその町のお子さんも長瀬町に来ていただけるということもございますので、町のほうとしても当然しっかりと協力をさせていただきますけれども、園としても自助努力をしていただきたいということでお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、今中長期的という言葉を使いましたけれども、もうそんな場合ではないのではないですか。もうこれでいくと今年、この統計は今年の10月31日までだけれども、5人しかいない。1歳児は8人、今の3歳、2歳児、これが15人、ここがもうピークなのです。これから増えていくという何か予想でも立っているのであればまた別ですけれども、3月だ、4月になるとどっとよそから転校してくるだのなんだのという答弁を私は前も聞きました。でも、こういう子供たちがそんなにどかって増えるとは私は考えられないと思っています。だから、町長、中長期的なんていう考え方ではもう遅いですよ。今からどんどん対策を取って、町長はよく言うではないですか。子供は地域で育てるのだ、子供は宝だという言葉は、町長も言っているのです。だから、私は早くそういう予算づけを何とかしてあげて、今の子供の未来に投資をする、そういう考え方を聞きたくてこの質問をしました。

最後にもう一度、中長期的というのはもう遅いと思います。いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、関口議員のほうから、現時点がピークというお話がございました。現時点がピークということは、このままいかれるということではないかなと思います。そうした中で、今しっかりと連携を密にしながら運営をしていただいておりますので、国のほうから金銭的な支援ですとか、そういうことは来ておりますけれども、その中でそのような大変だというようなお話がいただけたときには、また町のほうでもしっかりと対処してまいりたいと思いますけれども、実はコロナの補助金が来ましたときには、幼稚園、それから認定幼稚園、それと保育園、いろいろな部分で補助金も出させていただいております。そうしたそのときそのときに現状に合った支援を町のほうでもさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規定どおり次の質問に移ります。

2番目、災害時の備蓄品の管理について、町長に伺います。9月の議会定例会で災害時の備蓄品管理は集中管理で大丈夫であるとの答弁ですが、道路や橋梁などが被害を受け通行できなくなるような場合を想定しているのか、また職員が備蓄品を迅速に配布できるよう準備できているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の災害時の備蓄品の管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、災害時用の備蓄品につきましては、以前からお答えをしておりますとおり、毛布や食料、水などは、管理のしやすさや管理する環境の観点から、役場での一括管理としております。そのメリットとして、より安全な場所に保管しておくことで災害時のリスクを低減することができることです。避難所によっては保管スペースが狭小であること、保管場所が高温多湿になる場合があることなどから品質を損ねてしまい、適切な管理ができないなどの問題が生じる可能性がございます。そのため、役場での一括管理としておりますので、こちらにつきましてはご理解を賜りたいと思います。

そして、備蓄品の配布につきまして、道路や橋梁などが被害を受け通行ができなくなる場合を想定しているのかとの質問でございますが、万が一橋梁が通行不能になった場合にはライン下りの船下り連絡会及びラフティング協議会と連携し、岩畳付近の船着場などから和船やラフトボートを使用しまして、渡し船のような形で備蓄品などを配送することを想定しております。

また、ご質問のような災害となると、住宅の倒壊などの被害が生じますので、災害救助法の適用を受けることが想定されますので、自衛隊の航空機場外離着陸場となっております岩田総合グラウンドへのヘリコプターによる空輸配送の要請も視野に入れる必要がございます。万が一の場合にも適切な配布ができますよう、こちらでも考えてまいりたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） すみません、失礼いたしました。次に、職員のお話ございました。職員が備蓄品を迅速に配布できるよう準備できるのかについてのご質問でございますが、町が昨年度に長瀬町職員初動マニュアルを改定いたしました。このマニュアルに基づき、総務課を中心に担当課がそれぞれ分担し、各避難所の避難者数を把握した上で配布することとしており、備蓄品保管場所についても職員の異動があった際に確認作業を実施しております。

また、10月22日の日曜日ですが、日赤の総合訓練と併せて避難所を開設するときに必要な各種パティション、段ボールベッドなどの資機材の保管場所の確認を行うとともに、組立て訓練を中央公民館で実施したところでございます。こうした取組により、万が一の大規模災害時にも迅速に対応できるようにしてまいります。

なお、災害対応につきましては、町民それぞれの日頃の備えも重要でございます。国でも広報しておりますけれども、各世帯で日頃から食料や水の備蓄などの家庭内備蓄もぜひお願いをしたいところでございます。広報紙や安心・安全メールを活用した普及啓発を行い、町民一人一人の災害意識向上にも努めてまいりますので、よろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと今の答弁だと本当に大丈夫かなというのがまず第一にありました。備蓄品の管理、そんなに大変だったら分散備蓄に戻したほうがいいのではないですか。今の話聞いていると、役場の職員が初動マニュアルをつくってあるのだとは思いますが。最近災害時のマニュアル、我々にも見せてもらってもいません。以前私は、もうかなり前ですが、災害マニュアルというものを配っていただいて、拝見もさせてもらってました。そのときは分散備蓄なのです。集中管理がやりやすい、やりやすいというのは役場のやりやすいだけであって、いざ災害時が来たときに住民はそれが本当にそれでよかったという感じは持てないと思います。やっぱりライン下りやボートって、秩父警察も長瀬の災害は本当に

ダムが全部決壊したときのためにボートが幾つある、どこにどのようながあるというのは調べているという話は、以前にも私ここでしました。そんな外部の力当てにするのだったら、分散備蓄で何で置いておけないのか、私そこが不思議なのです。高温多湿だって、役場へ置いたってほかへ置いたって、管理ちゃんとしていけば大丈夫なわけです。分散備蓄が始まったのを集中管理にしてしまった。私もこれ見ていました、集中管理で本当に大丈夫かなというのは。心配なので、またこの災害の質問するようにしています。

町長、もう一度、今のやり方、私は頭の中での想定はうまくいくと、だけれども、実際にそれがそのまま想定外というのがなく活動できるかといったら心配です。だから分散備蓄、例えば井戸、岩田は、前にも言ったけれども、あのトンネルには凝固剤が打っていないから、ちょっとの災害が起きれば崩れる可能性があるとお沢芳夫町長がこの議場で発表しているのです。岩田地区は今でも地滑り地域、橋が崩れたらライン下りが来ますって、橋が崩れてライン下りやボートが来るまで大変ではないですか。だったら井戸、岩田だけでも分散備蓄、私はいろんなところに分散備蓄がしてあれば協力ができると思うのです、町民の協力も。井戸、岩田がすごい被害なのだといえれば助け合いができるではないですか。いま一度町長、なぜ分散備蓄駄目なのかも併せてお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） この分散備蓄につきましては、関口議員が大分こだわっていらっしゃるし、私どものほうはやはり一括ということでございますので、なかなかこの意見はかみ合わないかなと思っております。私どものほうで、執行部として考えておりますのは、もしもの場合に分散備蓄で水につかっても困るし、例えば大地震が来たときに家屋が崩壊してしまったときにも取り出せるかなというような思いもしております。それから、やはりこうした大きな建物ではございませんので、日が当たったりとかいろいろともろもろ心配な部分もございます。

それで、長瀬町で災害を想定しておりますのは、海がないので、幸い津波ということはありませんけれども、そうなりますと台風か地震ということになるわけでございます。その中で、もしもこの荒川の橋が全部落ちてしまったというような場合には、長瀬町の一般家庭の家屋、当然役場もそうですけれども、全てが崩壊してしまうような事態が想定されるわけでございます。そうなったときに結局分散でも取り出せるのかなという思いもいたしております。それと、そうした場合に町民も多分パニック状態になってしまうのではないかなと思っております。一番やはり関口議員が備蓄備蓄とおっしゃいますけれども、各家庭がもしものときにしっかりふだん備蓄をしておいていただいて、もしものときにぱっと持って逃げていただける、このシステムが最もいいわけでございますけれども、そうした大地震を想定した場合には、やはり1か所においてそうしたマニュアルに沿ってしっかりと職員が持ち出すという形がよろしいのではと思っておるところでございます。そうしたことを想定してですので、起きては困りますので、そういうことを想定しての中で、町としては分散ではなく集中的にということで一括備蓄をさせていただいておるわけです。なかなかご意見がかみ合わないかなと、何回もこれにつきましては関口議員とやり取りしておりますけれども、なかなかかみ合わないかなという思いがいたしておりますけれども、町といたしましては役場に一括で備蓄をさせていただくということで今はなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長も同じ井戸の上郷に住んでいるからよく分かると思うのですが、埼玉県も旧上田知事時代にあの井戸の山、急傾斜地で崩れる、崩れると困るから急傾斜地工事をしてくれたので

す。私、一番最初にこの急傾斜地の話を持ってきて、急傾斜地という言葉は役場で教わりました。あの埼玉県がやった工事だっていつか時間稼ぐだけで、皆さん本当に崩れてきたら逃げろという急傾斜地の工事です。だから、備蓄品も同じ、本当にいつか。町長と意見が合わないのではなくて町長が合わせない。自分たちでやりやすいようにだけやっていたら、いざ災害が起こったとき間に合わなくても、想定外だった、これで終わりですよ。それでは駄目だから、私は備蓄品を分散備蓄したほうがいいと言っているのです。町長、見るでしょう、隣町。隣町は石木戸さんが理解して、備蓄をあちこちに置いているのです。よそだってそうなのだから。町長は、私と意見が合わないのだというのは私もよく分かりました。よく考えてもう一度、直すのなら早く直したほうがいい。集中管理ではなくて分散備蓄に持っていったほうがいい、それを考えてください。お願いします。もう一度最後に、合わないのなら合わないでいいです。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

土砂災害のお話をいただきました。土砂災害は、井戸だけではないと思います。長瀬町、多分あちらでもこちらでもそういう状況になるのではないかと考えております。ただ、その災害の状況にもよると言うのです。ですので、本当に大災害が来たときには結局どこに備蓄をしておいても、そこから出せるかという課題があるわけでございます。その中で、やはりより安全であるという私たちの考え方に基づいて、役場の中で備蓄をさせていただくという今現在の状況になっております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 次の質問に移ります。

3番、提案制度について、町長に伺います。当町の提案制度については、町民や職員がどの程度利用し提案されているのか状況を伺います。また、その中で事業化につながった提案はあったのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の提案制度についてのご質問にお答えさせていただきます。

当町の提案制度における町民や職員の利用状況や提案状況と事業化につながった提案はあったのかについてでございますけれども、まず町民などが町への提案制度を利用した件数については、令和4年度は51件ございました。その中で、子育て支援についての要望が多くございまして、それらの要望を踏まえた上で、令和5年度当初予算において子育て支援策を強化させていただいております。

次に、職員からの提案についてでございますが、令和4年度から予算編成過程において新規事業の提案制度を設けております。令和5年度当初予算編成では、若手職員から提案のありました町民とつくる健康長寿プロジェクトなどが採択され事業化されております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁はすごく簡単で分かりやすいです。それだけ提案がない、そういうことなのだと私は思うのです。今の若手の人が健康長寿、それ表彰いただいているからというので、多分出ているのだと思うのです。町長、提案があったのかないのか、このぐらいしかないので。例えば先ほど幾つかただらだらという答弁してくれましたけれども、そういう住民からの提案、職員からの提案がこういうことがありましたというのをなぜ公表して皆さんに見てもらわないのか、誰が言ったかなんていうのは、私はどっちでもいいのです。誰からかこういう提案がありました、こういう提案がありました、できたも

のとできないもの、できるものとできないものがあると思うのです。だけれども、例えば職員が提案した事項を取り上げれば、職員もやる気になって事業を強化できると思うのです。だから、なぜ公表しないのか。提案は名前書いて町長に、提案箱に入れれば、町長がその提案した人にだけ返事をくれる、それでは分からないではないですか。なぜ私、そこが不思議なのです。いろんな提案があっていいと思うのです。いいこと、悪いことあると思うのです。それをなぜみんなに公表しないのか、公表してくださいよ、ぜひ。提案制度、せっかくこういうのがあって、いい制度なのだから。

以前、長瀬町のホームページの中に交流広場というのがありました。あれなんかはすぐ今取り上げればいいと思います。長瀬町はインターネットで、コロナの不正受給のとき、あんなに盛り上がるぐらいあったのを私もある人から聞いて、それを見ていて、これだけ提案するのだったら、いろんな提案してもらったほうがいいと思って見ていました。いいこと、悪いことあるかもしれないけれども、こういう意見がある、こういう意見があるというのを公表してもらいたいと思うのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

提案制度、こういう意見があったというのを公表してほしいというお話いただきました。これから町として検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 随分簡単で、答弁が全文議会報告に載せても大丈夫なぐらいな字数ですね。

では再々質問で、この提案制度についての、今町長考えるということで、私も町長は真剣に考えて、こういう意見が出た、ああいう意見が出た、いい意見、悪い意見も本当に公表してください。みんなが勉強になって、今は長瀬町元気がないではないですか。もっと元気出しましょうよ、みんなで。こういうのがある、こういうのがあるというのを町民、あるいは職員一丸となって提案をしてつくり上げていく、これが必要なのです。よく私思うのだけれども、議会で町長に何でもかんでも誰も何も意見言わないで賛成したら、町長心配でしょう。誰も意見言わないで、町長が何か出したら、はい、賛成、はい、賛成ってやったら、自分で心配になりませんか、私だったらなると思うのです。反対意見が出て当然なのです。いろんな意見が出て当然なのです。それをみんながいい方向に仕上げていくのが結果いい事業ができたということになると思うので、交流広場も含めて、町長、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、町に元気がないというお話をいただきました。私のところには届いていないという状況の中で、多分関口議員がいろいろ活躍される中でお話を伺っているのかと思いますけれども、真摯に受け止めていただきたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたけれども、交流広場につきましても、これから町民の意見を吸い上げる、こちらからも意見を発信していくという中で検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、ぜひお願いをしておきます。

では、4番目の質問に移ります。総合グラウンドの雨水対策について、町長に伺います。岩田区の総合

グラウンド付近で少量の雨でも畑などに被害を受けている箇所があります。土地所有者が個人で対策はしていますが、町では何か対策や救済ができないか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、総合グラウンドの雨水対策についての関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問いただきました総合グラウンドの雨水対策でございますが、総合グラウンドテニスコート横の駐車場から下に通じる町道に側溝があり、グラウンドのり面から流れ込む雨水を受け止める構造となっております。その側溝からあふれた雨水がご質問の箇所に流れ込んだものと思われます。先日、教育委員会の職員が現地や側溝上流部分のグラウンド内の状況を確認をいたしました。ご質問の箇所につきましては、グラウンドから県道方向への傾斜地であり、周りの道路より低い土地となっております。このため、土砂や落ち葉などで側溝の流れが悪くなり、排水できなくて水があふれ出している、また側溝にのみ切れない雨水が流れ込んでいると思われる。今後の対応といたしましては、定期的な総合グラウンド内の落ち葉や側溝の土砂を清掃し、側溝の流れを阻害しないようにするとともに、どのような対策ができるのかを検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今回町長、今ほった自分でつねって見たのだけれども、私がこういう質問して理解してくれて、答弁がすごく今までと変わっているので、自分でたまげている。

あのグラウンドの下の側溝が葉っぱで詰まっているというのも、それも一つです。そのほかにも、これは総合グラウンドができたときからかなりの年数がたっているのだけれども、例えばあるうちは、両親が今まで雨水で畑がいつもぐしゃぐしゃになって困っているのを黙って我慢してきていて、世代が変わって若い人になったときにたまたま私もぐしゃぐしゃになっている畑を見させてもらったということでこの質問をしています。側溝もいつもきれいにやってもらうと被害が少なくなっているのだけれども、もうちょっと私が考えるのは、そのグラウンドの上からの側溝だけではなくて、つくったときの工事の時点から、例えば設計がのり面になって、それは下へ流れてくるような状況にあのグラウンドはなっているのです。だから、下のほうにできれば側溝整備をしてあげないと、山から来るやつは関係ないよと言われればそれまでなのだけれども、総合グラウンド上からの側溝と下にも1本やっぱり側溝を敷かないと、あの総合グラウンドをつくった下のほうの人は、畑がいつも水まくせやねって言っていますけれども、そういうのはかわいそうなので、では町長、点検したり検討してみるということなので、ぜひ早めに検討したりして救済してあげてやってください。最後をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問のお答えをさせていただきます。

ただいまお話を伺う中で、グラウンドができた時点からそうした状況であったというお話をお聞きいたしました。先代の人たちが我慢をしてきたということでございますけれども、流末のほうを広くした場合には、結局あふれてしまいますので、それはちょっと不可能かなという中で、これからよく現地を見させていただきながら、どうしたことで修復できるか、これにつきましてはまた教育委員会と相談させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔終わります〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。おはようございます。まずは、本日傍聴にお越しの皆様、いつも町政にご関心をいただきましてありがとうございます。では、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして私の一般質問させていただきます。

まず、長瀬中学校の部活動の現状について、教育長にお聞きいたします。中学校の部活動は、スポーツ活動や文化活動など興味や関心を持つ生徒が放課後に自発的に行うもので、顧問、教師による管理指導の下、行われる課外活動と位置づけられ、成長過程の中にある中学生の心身を鍛え、部員同士で立てた目標に向かい協力し、団結しながら自己を生かす能力を養う場として大変重要な活動の場であると思っております。

しかし、昨今は少子化の影響もあり、部員数が減少し、大会に参加する必要人数がそろわなかったり、また運営が大変になり廃部を余儀なくされる部活動も全国的にあるようでございます。学校側も大変苦慮していることと思いますが、当町の中学校の部活動について現状をお伺いいたします。

1つ目ですが、現在の部活動は、スポーツ部門、文化部門幾つの部が活動しているのか。

2つ目、生徒が行いたい自分の好きな種目の部がない場合、その生徒はやむなく他の部活に加入しなければならないのか、部活の加入は強制的ではないのか。

3つ目、中学校の部活に入らないで民間のスポーツクラブに入って活動している生徒等を学校は、または教育委員会は把握はしているのか。

4つ目、部員数が少なくチームが組めない場合、他の中学と連合チームを組めることができるのか。過去に実際そのような連合チーム等を組んだことがあるのかどうか。

最後に、地域からスポーツに優れた外部指導員を活用している部は現在あるのか。

以上、5点について教育長に伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、現在の長瀬中学校の部活動の数についてでございます。現在は、野球、ソフトテニス男子及び女子、バスケットボール男子及び女子、剣道男子及び女子、卓球女子、そして文化部の9つの部があり、活動をしております。

次に、部活の加入は強制的なのかについてでございますが、原則として全員加入としております。ただし、地域のクラブ活動に所属している生徒の加入は任意となっております。

次に、部活に入らず民間のスポーツクラブ等に入って活動している生徒を把握しているのかについてでございますが、今年度部活に加入していない生徒は1名でございます。

次に、部員数が少なくチームが組めない場合、連合チームが組めるのか、また組んだことがあるのかについてでございますが、中学校体育連盟では合同チームによる大会参加規定が定められており、合同チームの出場は可能となっております。今まででございますが、廃部となりましたサッカー部、そして女子バ

レーボール部で合同チームで大会に参加した実績がございます。

次に、外部指導者を活用している部は現在あるのかについてでございますが、今年度8名の方が外部指導者として登録し、ご指導いただいております。内訳といたしましては、野球、バスケットボール、剣道、卓球のほか、部としては存在しておりませんが、陸上についても登録をいただいております、担当教員と連携、協力しながら技術的な指導を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 教育長から詳細にわたり答弁いただきました。部活の数9つということで、本当に少なくなったなという実感でございます。これも少子化によりチームが組めないと、そういうこともあるかと思えます。スポーツクラブに入っている子は1名ということで、少ないのだなとは思っておりますが、教育長、私たち中学時代、本当に午後3時過ぎは、放課後にはグラウンド、体育館、部活動で多くの生徒がにぎやかにがやがや楽しく部活をしていた記憶があります。教育長もそうだと思いますが、そんな中で、私球技の花形でありますサッカー一部が今のところ廃部ということで、大変残念なことを聞きました。スポーツ少のFC長瀬といろいろ事情等があって、また少子化で活動が停止になっているということも関連しているかなとは思いますが、この間夕方6時頃、私もグラウンドのところをジョギングしたら、6名ほどの子供が自分の部活が終わってからサッカーで一生懸命やっていた姿を見たら、この子たちはサッカーをやりたいのかな、サッカー一部でもあれば本当はいいのかなということを考えたところでございます。

最近では高校でもいろいろサッカー部、野球部、ラグビー部、駅伝等、人数がそろわないとチームが組めないと、そのような運動部は近隣の高校と今チームを組んで大会に臨んでいる高校もでございます。本来なら単独チームで大会に出る、試合に出るとというのが理想であると思えます。これも中学校も同じことだと思います。

今回私がお聞きしたいのは、中学校に自分が活動したい部活動がなく、民間のスポーツクラブに入っさらなる上達を目指し活動し、スポーツクラブに入っている生徒はまだよしとしますが、そのようなスポーツクラブに親の関係で送迎等ができない、またクラブも民間ですから、資金的にも費用がかかり、金銭的にも本当にお金がかかり、残念ながらスポーツクラブに所属できない子供たちもいると思えます。その子のためにお聞きをしますが、中学校は青春時代、本当果敢なときで、自分が好きなスポーツ、そして技量を伸ばし上達し、さらに上の高校、大学、そのほうに向かっていきたいという未来ある生徒たちであります。その中には金の卵、そのような生徒も長瀬中学校の中に私はいるかもしれません。私も長瀬中学校の野球部の外部指導を現在、秩父一中の校長先生と一緒に当時はおりました。そのとき本当に小さい生徒、細くて小さく、でも器用な選手が1名野球部に入ってきました。その子が今やり投げのオリンピック選手の新井涼平君でありました。本当に小さい子で、今では想像できない、新井君のことについてはいい意味でとんでもなく化けた、すごく化けた誇りのある選手になっていただきました。中学から高校まで子供たちには隠れたすごい力がある、そのように私は思っております。

これからますます少子化が進む中で、自分たちの好きなスポーツ、やってみたい部活動、できないことが予想されますが、そして他校との合同チームの編成、必ず近いうちに来ると思われま。どうかそのようなことから、ぜひ民間のクラブに入れたい生徒の救済のためにも、他校との合同チームの編成には積極的に協議する場を今後早急に設けていただきまして、各中学校同士、既に検討しているかと思えますが、ぜひ金の卵がふ化できるように、立派に中学の部活から高校の部活へ旅立ちができるようしていきたいと

と思いますが、教育長、ちょっと考えをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、これまでサッカー部、バレーボール部においては合同チームで大会に参加した実績がございます。秩父郡市内では、学校単位では団体スポーツのチームが組めない学校も大変多くなっております。このままでは部活動の継続は困難になり、仲間とスポーツを楽しむ、今鈴木議員がおっしゃったようなスポーツを楽しむという、これまでのような部活動が大変難しい状況になっておるのも事実でございます。今後も参加機会の確保に向けまして、合同チームとして出場する場合については学校間で調整していけるよう、こちらとしても働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 教育長、ありがとうございました。ぜひ心からスポーツに情熱を持つ私からもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

1つ、再々質問をさせていただきます。教育長は、9月の議会でも学校のいじめ、絶対やってはならない、力強く言っていただきました。今、全国の強豪校のスポーツクラブの中学、高校、また大学では、クラブ内でのいじめ、また監督の体罰、いろいろ解雇されたりするニュース、頻繁に出ております。中学のいじめは、中学1年生、2年生が一番いじめを受けやすいと言われております。学校という閉鎖空間の中に学級というまた閉鎖空間がある、さらに中学は部活という閉鎖空間が生まれます。部活は、私も随分と昔に経験をしました。横の関係だけではなく縦の関係、先輩、後輩、その関係があります。その分複雑な人間関係、構築されることもいじめにつながるのではないかと思います。ここで長瀬中学校でクラブ活動内でそのようないじめ、また教師の体罰、苦情等、現状から過去に遡り、あったのかなかったのか、絶対にあってはならないことではあります。最後に確認をいたします。

○議長（岩田 務君） 鈴木議員に申し上げます。

通告制となっておりますので、通告している内容以外には詳しくお答えできない場合もございますが、それでもよろしいですか。では、今回に限り質問を許します。

教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

現在、長瀬中学校の部活動において、現状いじめや教師による体罰の報告はございません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。教育長、ありがとうございました。よかったです、体罰がなくて。これで1つ目の質問は終わりにしたいと思います。

次に、2つ目の長瀬町の観光連携について、産業観光課長にお伺いをいたします。秩父地域1市4町では、定住自立圏構想の中、産業振興部門でレンタサイクル事業や滞在型観光の促進、外国人観光客の増加を目指した取組をしています。そして、定住自立圏構想の中で、秩父地域の各市町がおのおのの観光事業をするのではなく、1市4町が連携をさらに強め、秩父地域おもてなし観光公社を設立し、秩父地域一体となり事業を進めていかなければならないと常々思っている中で、私は北武蔵地区観光連絡会なる組織を知りました。ここで、今の長瀬町の観光連携について町としてはどのような考えかお聞きをいたします。

1つ、北武蔵地区観光連絡会、どのような自治体で組織をしているのか、また立ち上げ時の発起人となっている自治体はどこなのか。

2つ目、どのような活動をして、連絡会に各自治体でどのくらいの予算を支出しているのか。

3つ目、この観光連絡会での目的とメリット。

4つ目、最後ですが、定住自立圏構想で取り組んでいる以上、秩父地域1市4町との連携をさらに絆を強めていかなければならない中、この北武蔵地区観光連絡会の活動は秩父地域との観光連携をおろそかにしていないか、私はここが心配でございます。

このことについて、4点について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の長瀨町の観光連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問の北武蔵地区観光連絡会はどのような自治体で組織しているのか、また立ち上げ時の発起人となっている自治体はどこなのかについてお答えいたします。この北武蔵地区観光連絡会は、埼玉県北部地区及び秩父地区、その周辺地域における観光振興と地域観光連携を推進することを目的に、長瀨町観光協会が発起人となって、当町に隣接する市町村の観光協会を対象に賛同者を募り、令和2年6月に発足した組織でございます。現在の会員数は、長瀨町、皆野町、本庄市の3つの観光協会に、神川町と群馬県藤岡市鬼石総合支所の2つの自治体で組織する神流川流域きりり☆にぎわい観光会議の1団体を加えた計4団体が正会員となっております。また、正会員である観光協会等が所在する5つの自治体に寄居町と上里町を加えた計7つの自治体の観光課が特別会員として登録されております。そのほか連絡会の趣旨にご賛同いただいた観光事業者16者が賛助会員として登録されております。

2つ目のご質問のどのような活動をしていて、連絡会に各自治体でどれくらいの予算を支出しているのかについてお答えいたします。まず、連絡会の主な活動でございますが、令和4年度は北武蔵地区の観光スポットを巡る研修バスツアーをはじめ、観光PRキャンペーンの開催や四季のポスター、チラシを作成するなど、秩父地区を含む北武蔵地区への誘客と地域観光連携の強化を図りました。また、今年度は7月17日に北武蔵の特別ヘッドマークをつけたSL列車を運行し、列車内での広報活動をはじめ、長瀨駅前広場において秩父地区を含む北武蔵地区の特産品や魅力をPRいたしました。そのほか北武蔵観光PRサイト、北武蔵観光局を立ち上げ、各市町の魅力の発信はもとより、ふるさと納税サイトへのリンクを貼るなど、会員が所在する自治体の支援も行っております。

次に、この連絡会に各自治体でどれくらいの予算を支出しているのかについてお答えいたします。この連絡会の会費につきましては、規約により正会員が1口3万円、賛助会員が1口1万円、特別会員は任意と定められております。現在、会員登録されている7つの自治体は全て特別会員でございますので、会費の納入は任意となっておりますが、寄居町と上里町につきましては正会員である観光協会等の登録がないため、1万円を会費として納めていただいております。

次に、3つ目のご質問のこの連絡会での目的とメリットについてでございますが、この連絡会の目的につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、埼玉県北部地区及び秩父地区、その周辺地域における観光振興と地域観光連携を推進することでございます。メリットにつきましては、これまで交流が希薄であった秩父地区以外の近隣市町村との観光連携を推進することにより、新たな枠組みでの観光資源の活用や観光ルートの構築が可能となり、さらなる誘客と観光振興に結びつくことが期待できる点でございます。

最後に、4つ目のご質問のこの連絡会の活動は秩父地域との観光連携をおろそかにしていないかについてお答えいたします。この北武蔵地区観光連絡会は、一般社団法人である長瀬町観光協会が事務局となつて、秩父地域を含む北武蔵地区の観光振興を目的に活動している団体でございます。町といたしましては、これまでと同様に秩父おもてなし観光公社への職員の派遣や事業協力をはじめ、秩父地域1市4町の観光連携に重点を置きつつ、当町の立地を生かした新たな枠組みである北武蔵地区観光連絡会の活動にも積極的に参画することで新たな観光事業を展開し、観光地長瀬のさらなる観光振興と秩父地域、ひいては北武蔵地区全体の観光発展につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。目的、メリットなどほぼ理解ができました。

一般社団法人長瀬町観光協会、本当に様々な事業に取り組み、またいろいろなアイデアを実行に移し、少人数の職員、臨時パート、頑張っている協会に対して本心から敬意を表するものでございます。特に今年の船玉まつりにつきましては、コロナ禍の関係で数年ぶりの開催ということで協賛金を募り、その中で盛大に花火の打ち上げができたのも町と協会、うまくタイアップできたものであると私は感じました。それとともに、長瀬町や秩父地域の北部で隣接する本庄市、寄居町、神川、上里、さらに群馬藤岡などとの連携を目指した北武蔵地区観光連絡会は、本当に画期的であるなと思っているところでございます。

しかし、今回私は秩父地域との連携を心配しまして質問をさせていただいたわけでございます。私は、何度も言いますが、西武秩父駅降車をしまして秩父市内を散策し、次は御花畑駅から長瀬駅へ向かう観光客、すごいのです。すごく数が多い。私は、秩父から長瀬へ向かう観光客の状況、毎日目の当たりにしておりますが、都内から西武鉄道を利用しての観光客の増加、さらに目指すことが早急なことであると思っております。

このような中で、本庄、神川、上里、藤岡のほうに行ってから長瀬へ来る人が果たしてどれだけいるのかなと、このようなことは今後長瀬観光協会でいろいろ分析すればいいことだと思いますが、そっちに行っても群馬の沼田や伊香保や草津のほうに行ってしまうのではないかなと私は少し思っております。それなら本当にまだまだ北武蔵より秩父地域との観光強化に重点を置いて、秩父地域から観光客の誘客事業の展開をする、そして北武蔵方面にも接していただければなと考えておりますが、課長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

この件に関しましては、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうのですが、町といたしましては、これまでと同様に秩父のおもてなし観光公社、それから各市町の観光担当、それと連携を深めることは十分承知しておりますが、それ以上に長瀬町の立地を有効に活用して、秩父地域だけではなくて大里地区でしたり、児玉のほうも接しておりますので、そこに観光の領域を広げていくことによって、また新たな観光の事業も展開できますので、そうしたことをご理解いただきたいと思っております。特に今のところ観光協会のほうで、この事業については事務局を行っておりますので、町のほうの観光担当に事務の負担等は発生しておりません。また、先ほども申し上げましたとおり、予算もこの会に町から出しているわけではございませんので、その中で観光協会が一生懸命取り組んで、秩父地区だけではなくて広く観光のエリアを広げようとしているわけですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 課長、ありがとうございます。

最後に、町長に観光連携についていろいろ私も質問させていただきます。私、先ほどから何度も言います。9月議会でも言いました。長瀬、このすばらしい自然をみんなで守り、そしてコンパクトでもあります。県内有数の観光地、長瀬を盛り上げていきたい。それには秩父地域、または近隣の自治体の協力を得なければできないことだと私は思っております。

最後に質問ですが、町長も定住自立圏構想の中で秩父地域1市4町の観光連携については重々承知、いろいろご理解をいただいていることと思います。このような中で行政間の連携はもちろんですが、企業を巻き込んだ官民一体の連携、今後さらに重要であると私は思います。長瀬町の観光行政、観光振興には切っても切り離せない関係であるのが、やっぱりなくてはならない企業、秩父鉄道株式会社でございます。長瀬まで鉄道が延長になり100年以上経過し、多くの観光客を輸送いただきました。県内唯一のロープウェイの運行、また小動物園公園、ライン下り、SLの運行、長年営業していただき、今年の2月にはトリックアートをリニューアルオープンしていただき、長瀬のために献身的に尽くしていただいております。

さらに、この11月の1日に長瀬桜ビジョン室という部署、長瀬駅前に新設をしまして、秩父鉄道の観光事業の強化、それと地域、長瀬との連携強化、さらにインバウンドを含む外部への長瀬を発信する業務を行うということ聞いておまして、本当に私はありがたく思っているところでございます。昨年、秩父鉄道も新しい社長就任しました。長瀬町の観光振興を真剣に考えていただいている状況、また姿勢に対して、町もさらに心新たに対応していかなければならないと私は思っております。町長、最後、秩父鉄道とのさらなる今後の観光連携についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員から私に対する再々質問をいただきましたので、回答させていただきますけれども、その前に今議員のご質問の中で出てきております北武蔵観光についてでございますけれども、お聞きする中で、そちらのほうに目を向けてしまうと、あちらの群馬県のほうに行ってしまうのではないかという懸念をされていらっしゃるようでございます。それをお聞きする中で、神川、藤岡、上里、本庄、それから寄居町、みんなそれぞれ魅力ある観光地を持っていらっしゃいます。そうしたところと連携をしながら、そちらのほうに来ていただき、そして長瀬、秩父、そうした秩父地方にお泊まりいただきながら秩父を楽しんでいただける、そんなツアーもできるのではないかなと感じたところでございますので、ぜひそうしたことも加味しながら、これからの長瀬観光を進めていただきたいと思いますところでございます。

それでは、再々質問につきましてお答えさせていただきます。鈴木議員から企業を巻き込んだ官民一体の観光連携についての重要性ということで、特に秩父鉄道との連携のお話をいただきました。秩父鉄道との関係は、観光長瀬の黎明期から切っても切れない関係であるということは、議員もご承知のとおりでございます。そのような中で、プール跡地利用につきましては前社長時代にお話がまとまったわけでございます。また、今年就任いたしました牧野社長でございますけれども、とても長瀬観光への思いが強い方でございまして、着任をいたしましたからまだまだ半年という状況でございますけれども、早速にトリックアートを開設したり、さらには先ほど議員がおっしゃってございました長瀬桜ビジョン室を新設いたしました。秩父鉄道の観光事業の強化を図るということで頑張らせていただいております。

この長瀬桜ビジョン室でございますけれども、トップに長瀬観光に造詣の深い中里室長を起用したということは、これは社長の決意のほどがうかがえるなと私は思っております。特に大変恐縮しておりますけれども、社長にお会いするたびに、町長、長瀬観光についてよいアイデアがあったらいつでも教えてくださいというお言葉をいただいております。これからもより一層長瀬観光を発展させる上で、秩父鉄道と町は一心同体で進んでいかなければならないと考えてございます。そうした中で、秩父鉄道、町、長瀬町観光協会の3者がこれまで以上に連携を密にしている所存でございますので、議員の皆様方にもぜひご協力をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 回数が次4回目になってしまうので、終わりになります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。住民の声を生かした町政について、町長に質問します。

いつまでも住み続けたい町を実現するためには、町民の声に耳を傾けた行政を行うことが必要です。町民の意見を吸い上げるには、町の様子や町政の実態を分かりやすく伝え、興味、関心を持っていただけることが基本となります。町民みんなで考え意見を出し合い、協働のまちづくりを進められるような町政が望まれます。

そこで、町政の周知と住民の意見を反映した行政執行について、次の点について伺います。

- 1、町の現状や行政内容の周知方法で、広報、回覧、ホームページ、その他の方法の実績について。
- 2、幅広い世代への周知と意見収集について。
- 3、町への提案制度の現状告知と行政への活用について。
- 4、各種委員会からの意見聴取について。
- 5、町民懇談会等の開催について。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の現状や行政内容の周知方法で、広報、回覧、ホームページ、その他の方法の実績についてでございます。広報紙は毎月1回、区長回覧は毎月2回行っており、町の様子や町からのお知らせなどを町民へお知らせしております。そのほかホームページ、フェイスブックなどのSNSを活用して広報をしております。

次に、2点目の幅広い世代への周知と意見収集についてでございますが、高齢者の方には広報での周知、若い世代についてはホームページ、フェイスブックなどSNSでの広報が効果的と考えております。意見収集につきましては、町への提案制度やアンケート調査等により行っております。なお、令和4年度にはU-15未来会議を開催し、小中学生から意見収集を行いました。その中でマスコットキャラクターの作成についての提案があり、令和5年度当初予算で予算化させていただきました。また、今年度につきましては、小中学生に政策提案をしていただきたいという考えの下、中学校の2年生や第二小学校の6年生に政策を考えていただきました。中学校の2年生に対しては、ただ考えていただくだけでなく、長瀬町役場の役割や町の施策、長瀬町が置かれた状況など出前授業を実施しました。

次に、3点目の町への提案制度の現状告知と行政への活用についてでございますが、町への提案制度については毎年1回広報で周知するとともに、ホームページにおいてはお問合せ機能を設けております。行政への活用については、令和4年度は51件あった中で子育て支援についての要望が多くあり、それらの要望を踏まえた上で、令和5年度当初予算において子育て支援策を強化させていただいております。

次に、4点目の各種委員会からの意見聴取についてでございますが、学校統合準備委員会や空家等対策協議会など様々な委員会や審議会などを設置しており、町職員だけではなく町民や専門性がある方などの意見聴取を実施しながら町政へ反映しております。

最後に、5点目の町政懇談会等の開催についてでございますが、令和3年度に第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画等を策定するため、コロナ禍ではありましたが、数多く開催はできませんでしたが、商工会や社会福祉協議会などの各団体や成人式実行委員会の委員、多世代ふれ愛ベース長瀬の利用者と意見交換を実施しました。

最後に、今後につきましては必要に応じて町政懇談会などの町民と意見交換会をする機会を設けてまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、少し具体的な内容について質問します。

町の現状や将来の姿についてのデータ集積やそれに基づいたグランドデザイン、これを町民に示すべきではないでしょうかとまず考えます。広報で毎月町の総人口、世帯数等、一目で分かるような情報を提供していただいております。しかし、住民にとって例えばどういうふうに人口が移行しているのだろう、そんなことについてはなかなか知れないというのが現状だと思います。例えば当町が1983年に9,171人の人口があったと、世帯数は2,321と、私が持っている資料からは1979年8,943人人口がいました、この年の7月末の資料で。本年度の7月末の資料でいくと6,582人、人口は73.6%になっております。この中で世帯数はかなり増えております。2,321から2,900へ711増えております、世帯数が。核家族化が進んだということだと思っておりますが、年少人口については2,140人が551人になっていると、もう25.7%に減少しています。高齢人口は、多少の数値の間違いはあるかもしれませんが、970人が2,624人、実に270%ということは、少子高齢化は明らかなわけです。そして、2045年問題というふうなことで言われていますが、町人口は約3,980人程度になるというふうなこと、これ知っている人は知っている、知らない人は知らないということで、町の現状と将来についてというふうなことで、こんなふうなことも知らせてもよいのではないかと。特に附属して高齢者世帯、これ県の資料を見るのですが、かなり信憑性がないというか、年度をまたいで資料を出したりしていますので、よく分からないところがあるのですが、現在、高齢者の単身世帯

ですか、394人かな、ちょっと思うのですが、要介護者が440人、私の見た資料ではそんなふうになっています。要介護者は、要するに高齢者の16.8%になっているというふうなこと、こんなふうなことに関して分かりやすく町民に知らせると、すると町民もこういう実態か、将来こうなるのかと、ではどういうことをというふうにかえるという機会があると思いますので、その点について、人口等について、あと介護と高齢者単身世帯とかについては、もし分かれば課長のほうから答弁をお願いします。

続いて、「広報ながとろ」なのですが、町民の声として、字が小さくて読みにくい、行政報告がよく分からない、反面、熟読する、必要なことが伝わる、賛否両論あると思いますが、紙面の工夫、年間281万5,000円の予算だと思いますが、もう少し活字を大きくするとか、先ほど町長の答弁にもありました。高齢者には広報をとということがありました。そんな点から、もう少し抜粋して分かりやすい内容に改善する必要もあるのかなと。

あと、ホームページやInstagram等についてですか、フェイスブック等ですか、私もたまに開いてみるのですけれども、ホームページ、改訂が遅れているような気がするのです。資料が大分古いので、新しいのが入っていないというところがありますが、これ誰、担当職員いるのかどうか。何か大分古い資料があって、あれというのが、何年度のところを見ると大分古いところがあると、その書換え担当職員いるのかどうか。

あと、ホームページ、Instagram等について月間の閲覧者数というのは出てくるのかどうか。

それから、回覧について、これも回覧回したから読むだろうということなのですが、全く目を通さないという人もいと、読まない人が悪いというふうに決めつけしないで、今後目を引くような、読んで分かるような紙面工夫にしていただけたらと。

それから、意見収集なのですが、子ども議会、婦人会、なお、昨年度、先ほど町長が中学生との何か意見交換とか、そんなふうなことをおっしゃいましたけれども、そういうのをぜひ継続的に進めていただきたいと、子ども議会も婦人議会も1回ずつしかやっていないと。では、働く生産年齢世帯の人、どういふふうにか意見聴取するのだろうかというようにも考えればどうにかできるのではないかなと、特に子ども議会などはこの議場でやらなくてもいいと思うのです。町のほうの執行部が出向いて体育館あたりで、これは低学年無理だと思いますけれども、パネルディスカッション式に上級生に町の課題を与えるとか、何か題材を与えて、そこで意見交換をすると、それについて子供たちも意見を出すとか、そうするとこういうパネルディスカッションとかワークショップなんかをやるにしても、町民がそんなふうなことは慣れていくと、教育現場との兼ね合いがあると思いますが、そんなふうなことも必要ではないかと。

あとはパブリックコメント、これもなかなか参加が少ないようですが、実際にどのくらいの参加があるのか。

提案制度につきましては、要望事項が大分多いのではないかと思います、これ私の考え、提案と言ったらいいですか、1つは提案制度と要望または要求、そんなふうなことでこういうふうなことは、例えば無記名でもいいから町に要望、意見を受け付けるというふうなものをまず一つ取り上げると、無記名なら書きやすいということありますよね、記名だとなかなか出しにくいと。あと、先ほど7番議員からもありましたが、提案制度について、これ公開ですか。例えば役場玄関入ったところに何か紙があるけれども、新たに掲示板を設けてもいいと思うのです。こんなふうな提案があったと、それについて町ではこういうふうな政策にしたと、いや、こんなふうなことでできなかったとか、これ無記名でもいいと思うのです、出した人に対して。そうすると、来た人を見てこんな提案があるのかと、俺も提案してみようとか、そう

いう提案が増えてくるのではないかなと。ですから、1つは要望とか要求とか、そんなふうなものに限って無記名でもいいと、もう一つは提案制度と、それを要するに見える化するというふうなことで町民に広がっていくのではないかというふうな気がします。その点について。

あと、委員会については、法的根拠のある委員会と附属機関に分かれていると思います。法的機関については、多分当町では6委員会ではないのかなと思います。附属機関というのが一体どれだけあるのか、この実数を知りたいと思います。

もう一つ、この委員の選定において重複がかなりあるということで、委員選定はどうしても各課各課で行っていくのではないのかなと思いますので、自分の課でこういう人をとかというのがあると思うのですが、結果的に見ると大分重複しているということがあると思います。それでは偏りが出てしまうというふうなことがありますので、その方法について。

あと、町民懇談会とか住民説明会、なかなかコロナ禍でありましたけれども、町民懇談会とか、そんなふうなもの、要するに町について考えると、発言すると、そんなふうな場、以前町長は例えば住民説明会であると、特定な人に限られて、意見が強い人に限られるというふうなことあると思いますが、そういう意見はそういう意見として、それを実行しなければいけないということではありませんので、やってみるということも必要ではないかなと、このことについてお尋ねします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問についてご回答させていただきます。

まず、町の現状と将来についてのグランドデザインを町民に示してほしいというお話をいただきました。議員ご承知のとおり、町では総合振興計画というのを立てておまして、これ広報で皆さんにお知らせをしておるところでございます。その総合振興計画の下に行政を進めさせていただいておるわけでございますので、これを読んでいただければありがたいなという思いでございます。

それから、人口が減ってきている、これは長瀬町だけではなくて日本全国的にそういう状況の中で、国もいろいろな施策をさせていただいているのですが、なかなか効果が見られないという状況の中で、長瀬町といたしましてもいろいろとどんなことをしたら人口が増えるのかなということで模索しておるところでございますが、どうしても人口が増えていかないという状況であります。しかしながら、核家族になったということもございますので、世帯数は増えておりますので、その中でこれからもっともっと長瀬町に来ていただける方が増えていただく施策を考えていきたいなと思っておるところでございます。

そして、特に若い方たちが減っているという、少子高齢化の中で高齢者は増えているのだけれどもというお話でございますが、そうした状況が結局扶助費ですとか、そういうところにお金がかかってまいりますので、このところも何とか改善できればよいかなと思いますが、なかなかいろいろな施策を考えても効果が出ないというような状況でございます。特に2045年問題もございますので、3,980人に2045年にはなるという推測をしておるわけでございますが、何とかこれを食い止めるようなことを今後も考えてまいりたいと思っておりますので、ぜひよい案がございましたらご提案いただけたらありがたいなと思っておるところでございます。

それから、広報でございますが、字が小さい、それからよく分からないということでございます。これにつきましては、また担当課と相談をさせていただき、町民に分かりやすい広報になりますように工夫をさせていただきたいと思っております。

あと、ホームページでございますが、確かに改訂が遅れているなと私も実は思っているところでござい

ます。これにつきましても、担当としっかりとなるだけ早くに改訂するように担当課と詰めてまいりたいと思います。

また、インスタグラムの閲覧者数でございますが、これにつきましては担当のほうで、これは分かるのでしょうか、ご回答させていただきたいと思います。

それから、回覧板につきましても、広報につきましてもそうなのですが、よく町のことが全く分からないというお話を私もされるのですが、広報を見てくれ、回覧板を見てくれという話をしますと、そういうものには目を通さないのだよなんてよく言われるのですが、今議員がおっしゃるとおり、目を引くような回覧板、そして広報にできるように努力をしてみたいと思います。

そして、また子ども議会でございますが、なかなか学校のほうも1年間の計画を早くに立ててしまいますので、町よりも学校のほうが早いのです。ですので、うちのほうで今年度こういうことをしたいというようなこととお話ししても、もう中に入れられないというような状況も出てくることもございます。なるべく早くにこういうことを町のほうとしてはやりたいということで、学校のほうにもお話をさせていただきながら、子ども議会も私になりましてから2回目をやったわけでございますけれども、できれば毎年やりたいなと私も思っているのですが、なかなかそういう状況でございますので、これからはもっと早くに計画を立ててお願いをできればと思っております。

それから、きちんとこの議場でやるのではなくて、体育館でパネルディスカッションをやったらどうかというお話、確かにいいお話だなと思っておりますので、またこれについては詰めさせていただきたいと思います。

それから、パブリックコメントですとか提案制度でございますが、無記名であってもしっかりと目は通しますので、無記名であってもこれはいい提案だなと思えば、それはうちのほうでも活用させていただきわけでございますが、ただ無記名ですと、ご本人にお返事をお返しできないという状況がありますので、名前を書いていただいております。回答は要りませんということであれば、それはしっかりとこちらでも目を通させていただいておりますので、全くうちのほうで気にかけていないわけではございませんので、そのところはよろしく願いいたします。

それから、提案されたものを提示するという、これについてはまたこちらでも検討をさせていただきたいなと思っております。51件の提案がございましたという報告をいたしましたけれども、その中には苦情ですとか要望ですとか、いろいろなご意見がございますので、中にはちょっと提示できないかなというものも出てくるかもしれませんけれども、このところはしっかりと詰めてまいりたいと思っております。

それから、委員会の重複しているというお話でございますけれども、町で設置をしております審議会や委員会の委員を選出する場合には条例等で役職が指定されているものもございますので、また審議会等につきましては専門性などから関係団体に委員の推薦をお願いする場合があります。そのような場合には、やはり同じ方が重複されるということもございます。しかしながら、町といたしましてはできるだけ多くの町民に町政と関わっていただくために、委員の公募についても取り組んでおりますので、そういうこともご理解いただければと思っております。

あとは、細かいことは担当のほうで、ちょっと私も聞き漏らしたところもあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の高齢者世帯ですとか、介護認定者数についての質問について

お答えいたします。

高齢者世帯の数につきましては、令和2年の国勢調査の数字になりまして、議員も先ほどおっしゃっていましたが、394世帯、全体の世帯数が2,605世帯ですので、15.1%が高齢単身世帯ということになります。

それから、介護認定者数でございますが、これは3月末の行政報告の数字になりますけれども、65歳以上の1号被保険者ですが、要支援が126名、要介護が337名、合計463名が何かしらの要介護認定を受けている方の数になります。3月末の人口に比較しまして17.6%の認定率ということになります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えします。

まず、SNSのアクセス数なのですが、現在、フェイスブックでフォロワーが800弱、インスタグラムで約2,250フォロワーがいるような状況です。記事を投稿しますと、フォロワーのほうにプッシュで配信されますので、1回投稿するとこの人数には見ていただけるのではないかと考えております。

また、法的根拠がある委員会以外の附属機関はどのぐらいあるのかということについてなのですが、正確な数というのがちょっと今現在お答えできないのですが、例えば審議会であったり何とか会議、推進会だつたりというのを令和4年度以降に1回実施しているものを数えますと、約三十半ばぐらいあるところですが、ただ、この中には例えば計画をつくるときの委員会等については、過去に開催しているけれども、今は改定時期ではないので、実施していないというようなものは含まれておりませんので、現状ですと正確な数はお答えできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、3つ目の質問は諦めて、今、回答をいただいたものについて、総合振興計画を広報に載せているということについて、これは無理でしょうと、なかなか分からない。実際問題として、あそこに載せても分かりにくいところがあるので、だからそこをもう少し工夫して住民に説明できないかというふうなこと、だからその中には人口の推移であるとか、そんなふうなことも入れた中で将来的にこんなになっていきますよとか、特に人口減少については、ご存じかどうか分かりませんが、明石市では市長が国の先取り、国が異次元のなんて言っている以前に、とにかく金がなくても子供を増やすのだというふうなことで、1世帯当たり3人ぐらいの子供がほとんどいると、3人、4人、何で。不必要な金削りましょうと、とにかく子育て、子供を増やすのだというふうなことで、もうその方は市長を辞めましたけれども、そんなふうな努力をして今は活気があふれてきたと、商店街等では非常に反対があったと、何でそんな子供に金出すのだと、商店街が崩れてしまうのではないかと、子供が増えてきたらば、そういう子供たちが買物に行ったりするということで好循環が生まれたというふうなこともあると、当町でも何か方法はないかな。多分百人寄れば文殊の知恵ではないけれども、やはりそこに町民の声を吸い上げる工夫というのをぜひするべきではないのかなと、先ほど言いましたが、提案制度も苦情とか要望が確かに多くなると思うのです。それについては、当然公表できないものもあるでしょう。ただ、そういうものについて、役場としてこういう見方もあるのかという参考にはなると思うのです。提案制度については、1年間で51件ありましたよといったって誰も見やしないと、ところが月別に今月はこういう提案があったと、これはまだ予算化されないけれども、来年度こういうふうなことに結びつけたいとか、そんなコメントでもあると、

なるほどなど、では俺もこんなことを言ってみようかなというふうなことも出てくるのではないかと、その中には多分きついものもあると思いますが、そういうきついものも取り上げていかないと、しっかり行政が回っていかないと。

私、ここのところ注目して見ているのですけれども、経常収支比率とか将来負担比率とか、県の資料はあまり当てにならないとちょっと言ったのですが、こんなによくなったのかなという数字が出ているのです。将来負担比率なんかにしても、前は100を超えていたのが67.幾つかなというふうな数値も出ているのですが、そんなふうなところ、ただ実質公債比率とか、そんなふうなもの、そんなふうな時間ないので言いますが、ちょっと悪化というか、どうもというところもあるのですが、よくなっているところもあると、だから財政的にはそういう財政指数というのですか、財政力という面で見るとよくなっているような気がします。

職員数なんかについても、また後で出しますが、ちょっとそんなこと、余分な話が出てきますので、さっき町長も言われましたが、健康増進、こんなふうなことについても男性の平均余命というのも、埼玉県で随分女性より高くなったのですよね、位置的には。そんなことも町民は分からない。だから、そんなふうなことをうまくそこをポイントを絞って知らせるといふふうなことが必要ではないのかなと、そうでないと、何だ人口減っているのに職員減らないではないかと、実数が分からないからそう言うのです。何で議員が減っただけけれども、職員は減っていないではないかと、いろんなことを言う人います。確かに職員も、今私がここで言わなくても、後で質問しますけれども、多少減ってはいるのです。人口減少率より職員の減少率のほうが私が計算したのでは高いのです。だから、そんなふうなことで努力しているのかなとは思うのです。そのことが町民に伝わっていない。それを伝えないとどうなっているのだと不信感が増えるばかりだと思います。

あと、委員会については、ちょっと私は、企画財政課長が答えたのは30からと言ったのですが、五、六十と記憶しています。50から60ぐらい、いろいろ含めると、公民館審議何とか何とかいろいろ入れていくと、それはいいのです、実数、今分からなくても、ただ大分あると。そういうところへ私も顔を出したことはありますが、行くと、同じ人同じ人がいっぱいいたりすると、それでは町政の、要するに追認機関となってしまうということが一番だと思のです。だから、委員の選出基準が本当に明確化されているのかどうかと、それから追認機関だったらば町民の声を聞いた聞いたということにならないのではないかと、だから必ずしもそうとは言いません。やはり多くの人の声ということであれば、そういう選出基準というのをしっかりしなければいけないのではないのかと思います。

行政説明会とかタウンミーティングとか、これについては言われているのが準備が8割、内容が2割と言われています。要するにこういうものを開くには、当局として8割の努力をすると、そうすると2割の開催ができると言われています。だから、やはり8割の努力をこれから、すぐではなくともいいですが、していただいて、町民の声を吸い上げるという方向に持って行っていただけたらということで、再々質問にします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

明石市の元市長さん、先日、所沢市長選で大分クローズアップされておりましたので、関心を持っていろいろ読まさせていただいたところでございます。確かにこのぐらいななを振るえればいいかなという思いが私もしたところでございますけれども、現実上、長瀬町の実情は今そうならないという中で、

関心を持って見させていただいたところでございます。やはり提案制度につきましても、町にとってあまりよろしくないような意見であっても、これはこうした考え方もあるのだなということできろいろに結びつけられる、これはごもっともなことだと思いますので、今後どうしていくかにつきましては、また相談をさせていただきたいと思っております。

それから、財政力指数ですとか、健康増進についてのありがたいお話をいただきました。そういうふうには村田議員のように分かっていたいただいている方もいるということで、大変心強く感じたところでございます。これからそうしたものを町民にしっかりと伝えていかなければいけないと思っておるところでございます。ただ、これからまた他の議員からも財政については出てまいりますけれども、村田議員からもこれからですね。お金が大分よくなっているからといって、今使えないというのですか、先々のことを考えますと、大きなお金が出るかもしれないという状況の中で、そうしたジレンマですか、これを何もなくてすぐ使えるのであれば非常にありがたいのですが、そうしたジレンマに駆られておるところでございます。

それから、委員会につきましては、これは時々出てまいるわけでございますけれども、そうした中でこれから来年度進めてまいります小中一貫校についての審議会ですとか、第二小学校跡地をどうしようかという、そうした会につきましては、新しい方たちを今入れようということで話を進めておるところでございますので、これからまた皆様方にもそうしたところにも注視をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと回答が落ちたところもあるのですが、また後で、時間もありませんので。

では、2番の無駄削減について、町長にお伺いします。町長は、無理無駄を削減した町政を掲げ、行政に取り組んでいると思います。しかし、住民側には何をどこでどのように削減しているのか、目に見えてこないのが現状ではないでしょうか。

そこで、町政の見える化という観点で、直近5年間の無理無駄の削減状況について、次の点について伺います。

- 1、職員定員管理の推移について。
- 2、予算立てにおける事業見直しの方法について。
- 3、補助金や委託料等の見直し状況について。
- 4、町有地等の維持管理や賃借、売買について。

以上、お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の無駄削減についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、職員定員の直近5年間の推移でございますが、各年度4月1日の特別会計再任用フルタイム職員を含めた職員推移となります。令和元年度が82名、令和2年度が78名、令和3年度と4年度が77名、令和5年度が78名となっております。なお、条例定数は90名としております。

次に、2点目の予算立てにおける事務見直しの方法についてのご質問にお答えいたします。当初予算編成につきましては、毎年度予算編成方針を作成し、各課に周知をしており、その編成方針に基づき各課が予算要求をするということとなっております。予算編成方針では、厳しい財政状況を職員一人一人が十分認識した上で、最小の経費で最大の効果を上げるということを念頭に置き、まず第1に、相互に連携し合

う事業間の調整を行い、新たな手法の積極的な導入やコスト削減など、将来の財政負担の軽減を図る効果的で効率的な事業運営に努めること、そして2番目に、従来の計上方法にとらわれずにゼロベースで全ての事業の見直しを行うこと、3番目に、各種施策の実施に当たっては必ず優先順位を定め、必要な財源は規定経費からの振替や節減、合理化により捻出するよう努めることなど、方針を示して予算編成を進めております。また、予算編成を実施する際、各課に予算要求できる配分枠を示し、安易に事業費が増加しないようにしております。配分枠は、前年度当初予算を参考に作成しておりますが、見直しを推進するため、過去5年間の中では前年度当初予算から数%削減した上で配分枠を示すことがありました。さらに、令和6年度当初予算編成に当たっては、予算編成の前段階として、各課で課題となっている事業の実施方法を見直す機会を設けました。

続きまして、3点目の補助金や委託料等の見直し状況についてのご質問にお答えをいたします。補助金や委託料につきましても、予算編成方針でルールを定めております。補助金につきましては、さらに補助金の適正な執行と限られた財源の中で効果的な活用を図る補助金の見直し方針を定め、この見直し方針により請求を行うこととしております。見直し方針の具体的な内容は、まず1つ目として公益性の確保、2つ目として補助率の適正化、3つ目として周期の設定、4つ目として団体運営費補助の見直し等、また5つ目として補助金交付団体の検証などを示しております。

次に、委託業につきましては、原則として全ての業務に競争性を導入し、経費の削減に努めることとし、また既に委託している業務であっても再確認して、直営が可能なものは委託の廃止を検討し、要求を行うこととしております。具体的な事例といたしましては、令和5年度当初予算では各種計画の策定業務委託における冊子の印刷をやめ、電子納品を行うことにより費用を削減いたしました。

最後に、4点目の町有地等の維持管理や賃借、売買についてでございますが、公有財産のうち、道路や学校などの行政財産を除く普通財産で説明をさせていただきます。まず、維持管理については、主に除草作業となっており、令和5年度は9万6,500円の委託費用がかかっております。また、委託だけではなく職員での除草作業も行っております。

次に、賃借については、令和元年度は7件、115万9,837円、令和4年度は9件、66万7,140円でございます。旧法人事務所の契約が終了したため、令和元年度に比べると令和4年度は約50万円ほど減少しております。

次に、売買については、令和元年度に蔵宮団地の一部を若者定住促進住宅地分譲地として237平米、令和2年度に防災水槽用地40平米、今年度も農業活性化事業で1,271平米を売却しております。草刈りなどの維持管理費用の削減にもつながるため、賃借や売却などの利活用は実施していかなければならない課題であると考えております。今年度につきましては、旧下水道候補地などで地目が畑である土地につきましては、秩父農林振興センターにどうか売却できないか相談に行き、現在、公募の方法等を模索している状況でございます。こうした農地につきましては、なかなか車が入れないというような場所もございますので、大変厳しい状況になっておるわけでございます。

また、本野上地内にあります消防署跡地につきましては、雨量観測所が残っておりますので、移設に向けて国土交通省が進めておるところでございますが、移設できましたら売却などの利活用をしていきたいと考えております。こちらにつきましても、はつらつパークのほうに移ったのですが、今現在は並行して観測をしておるという状況でございますので、これから先は消防跡地のほうは、ちょっと今のところ何年後ということは分かりませんが、売却ができると思います。それ以外の土地につきましても、接道がない、

先ほど申しあげましたけれども、この接道がないというのが大変課題でございまして、何とかこちらのほうをクリアしながら、幅広い用途で利活用の検討をしておるところでございまして。

以上でございまして。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 職員の定員管理について、これ国のほうがしっかりしなければいけないと思っておりますけれども、定年制の引上げというふうなこともあって、再任用職員というところもあります。現在、長瀬町では何か週3日間ですべてやっていたというふうなことなのですが、5日ですべてやっていると自分で選べるというふうなところもあるのですが、これ3日だと、ほかの4日間については、公務員なのでアルバイトができないとか、そんなふうな課題もあると思っておりますので、この再任用制度についてもやはり検討していかなければいけないのではないかなと思っております。

職員総数につきましては、先ほど言われましたけれども、なかなか町民は分かっていないというところが現状だと思います。それに会計年度任用職員もこれに入ってくるわけですから、実質の数は大分、そんな時間来ているのではないですけれども、そこのところをどうにか分かりやすくできるのかなということがまず1点あります。

それから、予算編成で経費削減とか、過去の踏襲にとらわれないとか、各課配分とかありますけれども、これは非常に難しいのではないかなと思っておりますが、先ほども言いましたが、例えば本年度、道路の新設改良予算が多分2,900万だったかな、2,790万だか、ちょっと正式な数字は忘れましたが、あります。道路を直すと、道路補修費なんていうのは実際に使えるお金が幾らもないのです。総合で七百何万ぐらいだったけれども、実際問題として、では道路新設改良は来年度よしましよと、長瀬町で補修しなければいけない、安全が確保できない、その道路を直してしまひましようというふうなことをやらない限り、今までと同じになってしまうと思うのです。南桜通りの上長瀬あたり凸凹しているけれども、シルバーさんに頼んで直すと、直すといってもやはり専門家が直すのではないので、雨が降ったら凸凹しているし、普通に走っても車がどかんとなったりすると、だから新設改良をもう一回やめるとか、そこに回して補修をするとかという工夫がないと、過去の踏襲になってしまうのではないかと。財政面で考えて、例えば秩父4町の財政状況を比べてみると、先ほど言いましたけれども、実質公債比率と将来負担比率が高いと、それから予算面でいくと人件費比率と補助費比率、これも4町の中で一番高いのです。パーセントを言う時間がないので。補助金については、要するに補助金要綱というふうなことをつくっているのです。私見たのですけれども、昭和54年とか大分古い条例であるのですが、あれ見直ししているのですか。大分古いのです。だから、そういうふうな見直し、あと補助金をしたと、例えばの話で観光協会に500万円出しましたと、その事業指標というのはどうなっているのかと、その事業指標に対してどんなふうな評価が出たのだと、観光協会これでは足りないではないかという場合もあるかもしれないのです。例えば長瀬駅の踏切のところが大分ネックになっていると、あれ金かかると、本当は本来なら鉄道がやるべきかもしれませんが、町が絡んであのサイドに板を敷いて歩道分だけちょっと広げると、カンカンカンが鳴ったら、これは下りると、そんなふうなところに予算を、観光に関わる、どっちかという建設になるかもしれないけれども、そんなふうなことにお金を使って、あそこのちょっと危険なところを解消するとか、必要最小限やらなければならぬところの洗い出しというのがやはり必要ではないのかと思っております。

あまり時間もなくなってくるので、例えば先ほど町長も言われましたが、老人福祉費とか民生費というのはどんどん上がっていると、これは今の現状ではやむを得ないということないけれども、それが現状だ

と。パーセントも言いません。補助金では、やはり見直す必要は十分にあると思うと、それ以外に土地の売ったりとか、道路をたまに買ったりとかというのがあろうと思うのですが、では町で買うとき、それから売るときについて、当然それは土地の公示価格に基づいてやると思うのですが、借りたりということについて、例えば町民プールのところ、公民館のところ、要するに賃借料の基準というのは、やはりそういうのはちゃんと公示価格があって、それに基づいてやっているのかなどうかということ、それについては借りるより買ったほうが長期的に見ると安くなると、だからその交渉をどういうふうに行っているのだろうということについてぜひ知りたいと思います。

あと3点、無駄削減という観点で3つの施設についてお伺いします。まず、長瀬町蓬莱島公園及び管理条例、平成28年3月14日に出されました。これについては、目的も今言いません。しかし、年間3万人の入場を見込むとか、貸出しによる収益も一応あの中にうたわれています。年間の概算利用者数と年間の貸出収益、それに維持管理費、どうなっているか。これは、もし目的を達成できないのなら蓬莱島を守る会、これに一任する、できる範囲でやる、こんなふうなことに変えたら無駄が削減できるのではないかと思います。

2つ目、高齢者障がい者いきいきセンター、このセンターの事業、高齢者の介護予防に関する業務、障害者の日常生活云々を幾つかあります。高齢者の介護予防に関する業務、実際問題として町が行っている業務が幾つあって、総数ではなくてあそこへ通う人の実数、何人の人があそこへ来て、その介護予防に寄与されている施設なのか、これがうまくいっていなかったのなら、その事業内容を検討していかなければいけないのではないかということ、それから多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例、これも平成30年3月9日に出されております。これも目的とか書いてありますが、事業は多世代交流事業、ふれあい及び生きがいがづくり事業、健康づくり及び介護予防事業、この3つ挙げられています。これについて、では多世代交流事業って何なのだと、ふれあい及び生きがいがづくり事業って何なのだと、健康づくり事業、もしかして袋区かな、あそこで元気モリモリ体操をやっていると、それ介護予防事業ではあるのだけれども、これは町全体ではないですよ。区を区切っていますよね。あれ町の施設ですよ。だったら元気モリモリ体操の、みんなは来れないだろうけれども、町民全員が使えるようなものでなければいけないのではないかと思います。こういう恒常的に行われている健康づくりとか介護予防事業、それから子育て事業についても、先日は2人しかいなかったです、子供さんが。当たり前だ。子供の数が少ないのだから。まして日曜日はやっていないと、保育園とか幼稚園に行っていると、午前中とか、そういう時間だと明らかにあそこには来れない。だったら日曜日にあそこで子育て事業をやったらいいではないですか。そうでなければ限られた人数、コーヒータイトとかいろいろ私も見させていただきますと、いい事業ですよ、やったほうがいいですよ。でも、もっと多くの人に参加できるように工夫していかないと、実際子供が本当にあそこへ通ったりしている、小学生が学校帰りに勉強をあそこでしていくとか、そんなものもありますけれども、そういう事業ごとの総数ではなくて実質人数、もう答弁の時間がなくなると思いますので、これ分かっていたら答えていただきたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

まず、定員管理についてのご質問がございました。再任用、長瀬町は週3日の短時間ということでございますけれども、これだとアルバイトもできないのではないかとあれですけども、今は認められていますよね、アルバイトも。町のほうで認めればできるのですよね。

〔「そうそう、それはそう」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） だから、それはそちらから言っていたら大丈夫なのではないかと思っております。

それから、この定員なのですけれども、この77名が全員町なかにはいるわけではなくて、結局出向というものもあるのです。その人たちも、だから町の仕事ではなくて、例えばおもてなし観光公社に行くとか、6年度は特に回り番になっておりますので、二、三人そういう状況になると思うのですが、そうしますと町の中の定数とはまたちょっと乖離してまいります。その中で、多分長瀬町は会計年度も再任用も、よその町と比べては少ないのではないかなと私は思っておりますのでございます。ちなみに、秩父市あたりは職員数が七百数名いらっしゃるんですけども、会計年度任用も七百数名いらっしゃるということで、結構市長が言っておりますけれども、長瀬町としては学校給食のほうもありますので、そうしたところでちょっと人数が増えてはいますけれど、現実的に庁舎内では本当に少ない人数でやっていただいていると思っておりますのでございます。

それから、補助金につきましては、種類を事業運営費補助金と建設事業費補助金とか、その他補助金の3種類に分けて義務づけをしておりますのでございますけれども、先ほど観光協会のお話もございましたが、これでは多いのではないかと、少ないのではないかとというようなことも、いろいろ審議しながらやっておりますのでございます。

それから、今、来年度に向けての予算編成でございますけれども、これにつきましては非常なる努力をしておりますのでございます。職員、各課、大変な思いの中で3月に6年度に向けての議会に出させていただきますわけでございますが、多分大島議員あたりは職員ですので、その苦勞を多分よく知っていらっしゃるのではないかと思いますけれども、私も町長になりまして、各担当大変な思いの中で、本当にバトルでございます、実は。バトルをする中で予算編成をしております状況でございます。町民のためにいろいろなことをやってあげたいという各課の思いと財政面で厳しいという思いの中で綱引きをするわけでございます、これにつきましては本当に職員大変だなとつくづく思っておりますのでございます。

それから、ちょっと長瀬駅の踏切についてが出ましたけれども、これにつきましては本当に町も秩父鉄道さんとも再三やり取りをしておりますけれども、板でも通してというようなお話をいただきました。なかなか目視では分かりませんが、あの下にいろいろなものが埋まっているということで、あそこを広げるのには、これがとてもではないけれども、動かせないというような状況の中で、それには億のお金がかかりますという話をいただいておりますけれども、議員のおっしゃるとおり、そのときだけ板をぱっと通してということが、そうした方法ができるのであればやっていければなという思いがしております。

それから、土地につきましてはでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、借りるよりも買ったほうが安いと私も思っております。ですので、私が就任してからは、借りることはしないでくれということ職員に常々申し上げさせていただいておりますのでございます。ですので、今は多分ここを借りるというような状況にはなっていないのではないかと思います。今までずっと借りてきた土地で、どうしても必要なものはできれば買ってしまっただほうがいいのですが、なかなかそのところの計画が立てられないという状況でございますけれども、何年か前には郷土資料館のところを若干買わさせていただいたわけでございますけれども、そこも地主さんは売りたい売りたいと言っておりますので、何とか全部買い上げられればいいなと思っておりますのでございます。

それから、蓬莱島の管理につきましてでございますが、年間3万人ということで当初お話をさせていただいたわけですが、なかなか観光客があまりあそこに来られるということがないという、あまり知られていないという、知る人ぞ知る穴場ということですか、結構駐車場は観光シーズンにはにぎわっております。ただ、その人たちがお金を落とさないということで、もしならば協力金でもいただければありがたいなと今思っておるところでございますけれども、その中で蓬莱島を守る会というのがございますけれども、この人たちに全てを管理を委託してしまう、ボランティアでやっていただく、このところもこれからの相談になると思いますが、時々やっていただいておりますので、ありがたいなと思っておるところでございますけれども、それでも全てはやり切れないということで、町と一緒にやってみたい、気づいたときに町が行ったり、また気づいたときに守る会の方たちがやってくれたりというような状況で今現在おるところでございます。

それから、高齢者障がい者いきいきセンターの業務数と実数につきましては、担当課長にお願いをしたいと思います。

あと、多世代ふれ愛ベースにつきましても、担当課のほうでお願いしたいと思いますけれども、町民全体が活用しているという事業も結構ございますので、偏っては私はいないのではないかと思っておるところでございます。こちらにつきましても課長のほうからお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。何か漏れたでしょうか。

〔「いいよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） よろしいですか。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のいきいき館の利用者数についてのご質問にお答えいたします。

いきいき館で町の事業として何人使っているかという実数ということなのですけれども、公共施設の人数、利用者の把握につきましては、延べ人数で何人の方が使ったかという把握で、この方が1人というカウントでという集計の仕方はしておりませんので、そこはお答えできませんが、年間の利用者数の延べ数ということであればお答えできますので、お答えさせていただきたいと思います。4年度につきましては、町の事業で1,427人です。事業としましては、筋トレ教室と足腰らくらく教室、そこで町の事業として使っております。以前はオレンジカフェなども使っておりましたが、ふれ愛ベースのほうに移っておりますので、そういった利用になっております。町の事業以外につきましては、回答のほうは要らないということだと思いますので、控えさせていただきます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質問について、ふれ愛ベースの利用人数等についてご報告させていただきます。

先ほどいきいきセンターと同様に、実人数の把握というのはちょっと難しく行っていません。様々な事業を行っておりますので、その延べ人数については、令和4年度については7,930人という数字になっておりますので、延べ人数についてはご報告させていただきます。

その他事業の内容についてですけれども、ふれ愛ベースは地域子育て支援拠点ということで、名称としては多世代ふれ愛ベースというふうになっておりますけれども、地域子育て支援拠点、または子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点ということで、現在3つの拠点として行っている施設でございます。

ますので、利用としては、事業の内容としては子育て支援事業の内容が多くなっております。

その他介護予防事業としては、先ほどモリモリ体操のお話が出ていましたけれども、モリモリ体操は地域のモリモリ体操の会場としてふれ愛ベースを使っています。その他は皆さん介護予防事業ですので、なるべく歩いていける場所でモリモリ体操は行いましょうというふうにお話をさせていただいていますので、お近くの地域の公会堂や集会所等でモリモリ体操を実施しています。袋区については、近いところということでふれ愛ベースのほうを使って、袋区の方が体操を行っている状況でございます。町全体の方に向けての介護予防事業は、歌の教室を行っていたり、現在は脳トレ学校を行っていたり、先ほど包括支援センターの事業でオレンジカフェなどもこの介護予防事業に入りますので、ふれ愛ベースのほうで行っています。

あとは、多世代ということで、世代間の交流ということになりますけれども、世代間交流事業ということで幾つかやっているかということ、それはないのですけれども、子育て支援事業のイベントのときなどには家族の方とか、あとは祖父母の方なども参加をさせていただいて、そういうところでの交流をしているという状況になります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。町長に質問をいたします。小中一貫校や公共事業の在り方について、よろしく願いいたします。

長瀬町では、令和6年4月に長瀬第一小学校と第二小学校が統合し、一つの小学校になります。そして、小中一貫校や公共施設の在り方に関して検討も始まるということです。11月9日に会派のメンバーとともに、先進地であります越谷市と志木市に行政視察に行っていましたので、そのことを踏まえて会派を代表して質問いたします。

越谷市では、平成27年度より小中一貫教育についての取組を始め、現在、学校の建設中であります。志木市では、平成9年より市内のプロジェクトチームが設置され、平成15年に図書館、公民館、小学校の機能を有したいろは遊学館が竣工されました。当町でも様々な課題がある中、先進地同様に小中一貫校や公共施設等の複合化について検討していかなければならないと考えますが、町の今後の進め方やスケジュールについてをどのように考えていますか、町長にお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小中一貫校についてでございますが、町では長瀬町学校のあり方検討委員会からの今後の望ましい学校教育の在り方についての答申を令和4年1月に受け、令和4年6月に長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定しております。この基本方針及び基本計画においては、前期計画として、令和6年4月1日に長瀬第二小学校を長瀬第一小学校に統合する、また後期計画として、令和6年度から小中一貫教育に向けて検討を開始することとしております。小学校の統合については、学校や地域の皆様のご理解、ご協力をいただき統合に向けた準備を進め、残すところ4か月を切っております。引き続き、児童や保護者が不安なく統合が迎えられるよう努めてまいります。

さて、小中一貫校についてでございますが、来年度に小中一貫教育に向けた検討を開始する予定でございます。検討に当たっては審議会を立ち上げ、様々な方からのご意見をお聞きし、どのような形態が長瀬町の児童生徒にとって最適であるか、児童生徒にとってよりよい教育環境であるかなど検討してまいります。その際にはアンケートなどを実施して、広く住民の意見をお聞きしながら進めていく予定でございます。なお、現在実施しております公共施設劣化状況調査・耐力度調査業務の結果や活用可能な国の制度なども考慮しながら、小中一貫教育を行う学校の形態、建物の老朽化による校舎等の長寿命化、または新規整備などについて、その整備時期や費用面なども含め検討を行い、基本方針を策定してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の在り方についてでございますが、公共施設劣化状況調査・耐力度調査業務が完了次第、まずは二小跡地の検討方針を決めていきます。小中一貫校や二小跡地の活用は、今後の公共施設の整備に大きな影響を与える検討課題でありますので、主要な公共施設の劣化状況や今後の財政状況を踏まえた上で慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） ただいま答弁いただきましてありがとうございます。これからの小中学校の生徒数は、現状維持ができたとしても、今よりも増えるということは難しいと考えている中で、学校も含めて公共施設等が老朽化したことにより、維持管理費の増加でもあります。速急に方向性を決めることが経費等の節減にもつながると思います。

また、公共施設等適正化に対する事業費や補助金などを活用することで、町からの負担を最小限にとどめながら小中一貫校や公共施設の魅力が増加することは、町民にとって、移住者にとってもよいことではないでしょうか。

再質問になりますが、小中一貫校や公共施設の在り方について、現時点で町の考えている方向性などがあればお聞きして、質問を終わりにいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野口議員の再質問にお答えいたします。

小中一貫校を含めた今後の公共施設の整備につきましては、小中一貫校の新設や公共施設の複合化など多くの選択肢があると考えております。町といたしましては、現在実施しております公共施設劣化状況調査・耐力度調査業務の結果や、過疎対策事業債や活用可能な国の制度なども考慮しながら、小中一貫校や二小跡地の活用について来年度に検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 町道の整備について、町長にお伺いいたします。

皆野町では、数年前から狭小道路を拡幅整備し、個々に名前を標示して町外者でも親しみやすく分かりやすい道となっています。また、非常時には誰でも特定通報しやすい利点になります。観光客の多い長瀬町は、なおさらと思います。町民も町外の方も安心安全に町道を利活用できるよう、次の点について伺います。

1、名称板、道路標識、路面標示、カーブミラー、道路照明灯、グリーンベルト、安全柵等の設置や書換え、作り替え等の必要性の認識について。

2、上記について、定期的な点検と整備について。

3、上記事業の予算づけについてお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の町道の整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問の名称板、道路標識、路面標示、カーブミラー、道路照明灯、グリーンベルト、安全柵等の設置や書換え、作り替え等の必要性の認識についてお答えいたします。町では、道路を安全に通行していただくために、道路標識、路面標示、カーブミラー、道路照明灯、グリーンベルト、安全柵等の設置をしております。これらについては、職員やシルバー人材センターの道路愛護保全管理業務による定期的な巡回により、修繕が必要な箇所については修繕を行い、更新が必要な箇所については計画的な更新を行っております。

また、新たにカーブミラーや道路照明灯等の設置の要望がある場合につきましては、行政区長名で設置についての要望書の提出をお願いしております。その後、要望書の提出された現地を確認し、設置の必要性について判断をさせていただいております。

次に、道路の名称板設置につきましては、町民や観光客の皆様が道路に関心を持つとともに、分かりやすい道案内などに効果的な手段であると考えております。一方、道路の名称につきましては、歴史、通称、浸透度などの確認なども必要でございますので、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、2点目の質問の定期的な点検や整備についてお答えいたします。町では、日頃から職員による定期巡回を実施し、カーブミラーの鏡面の汚れや破損状況、道路照明灯の玉切れ、道路標識の印字のかすれ、道路標示が見えづらくなっていないかなどを確認し、迅速に対処するよう職員に指示をしております。また、シルバー人材センターと道路愛護保全管理業務委託契約を締結しており、おおむね週2回交通安全施設等の点検パトロールを行っていただいております。点検後に対処が必要な箇所の報告を受けた場合、職員が再度現地確認を実施し、職員で対応できる軽微な補修については迅速に実施することで、道路の安全保持に努めております。

3点目のご質問のこれらの事業の予算づけについてをお答えいたします。長瀬町総合振興計画の道路環境の整備の考え方を基本とし、道路整備を重点施策として対応しております。その上で、職員による巡回やシルバー人材センターの道路愛護保全業務委託によるパトロール等により、危険箇所等、緊急な対応が必要な箇所が確認された場合には、内容を精査した上で、現年度で対応可能な事案については速やかに対

応するとともに、現年度で対応困難な事案については翌年度において対応できるよう、予算編成に向けて準備するよう職員に指示をいたしております。今後も住民の皆様が安全で安心して通行ができる道路環境整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ご回答をいただきました。ありがとうございます。

それで、再質問させていただきますが、確かに書いていただいているのを読み上げていただいたとおりなのですが、カーブミラーなんかにつきましては非常に見えにくくなった、設置以来そのまま20年も30年もたっていて、曇ってしまっていてほとんど見えないようなカーブミラーもあります。そういうのも点検してもらっているのだと思うのですが、本当に点検する項目を頭に入れてしっかり見極めないと、そのまま通過していってしまう、一時停止だけしていってしまうというような状況もあるかと思うのです。見えにくくなったので、非常に困っているという話も聞きます。ですから、そういうことで改めてこの質問を出しました。だから、私この質問を書くときに、よく見えるカーブミラーというふうに書いたのですが、初めのほうが削られてしまってカーブミラーになってしまった。

あと、路面標示も停止線そのものは残っているのですが、その手前によく停止とかストップとか、そういうふうな文字もあったのですが、今は停止線だけになっている部分が結構あります。

それから、結局路側帯なんかにいたしましても、ほとんど消えてしまって、最初に設置したときのままの状態が見受けられます。取りあえず子供たちがはみ出さないように見守りしているところでもあるのですが、やっぱり線がしっかり引いてあるところ、引いていないとの違いというのはあると思います。

それから、グリーンベルトにいたしましても、ちょぼちょぼちょぼちょぼと、少しずつ少しずつやっているのですが、これはしっかりと距離を確保して、そしてやっていかないと、一部の区間につきましてはグリーンベルトありますけれども、本当は子供がよく歩いている部分についてグリーンベルトがない。まして今度二小と統合された後にマイクロバスが2台、石原道路といいますか、山根道路ですか、通ると思うのです。そういうときなんかもしっかりと子供たちが安全、歩行者の安全を守るためにもグリーンベルトをしっかりと書いておいてもらいたいというふうに思います。

それから、道路照明灯につきましてもよく要望を出しております。昨年も上長瀬の駅前につきましてお願いいたしましたけれども、見渡すには駅を下りてから非常に暗がりがあります。明るいところまで行かないと明るさが分からない状況であります。それはもちろんなのですけれども、でもやっぱり暗い、あそこに1個しっかりした道路照明灯が欲しいなという部分で要望も出しまして、一応点検もしてもらったようですが、まだまだ設置には至っていない。設置されればいろいろ解消する部分があります。

そういうふうなことでの問題意識を持った質問といいますか、点検、巡回をしていただきたいというふうに思うわけです。今カーブミラー、いろんな面で、さっき1番の回答の中で修繕したり、また計画的な更新をしているというふうに言われましたけれども、計画的な更新というのはどんなふうな状態で、幾つぐらい実際のところやっているのか、またこれからしようとしているのか、分かれば教えてもらいたい。

それから、2番の定期的な確認をして迅速な処理をしているということで、それぞれできる範囲のところで行っていると思いますけれども、ほかに点検、巡回した中で処理が必要だなというところにつきまして、3番とも絡みますけれども、いろいろと補修したりする部分があるかと思うのです。そういうふうなこと。

それから、名称板についてのお答えが先ほど浸透度であるとか、歴史であるとか、通称と言われましたけれども、行って見て、その名前が通っているところ、例えば古墳通りなんて言うと、えっ、ここに古墳がって見ると、こんもりしたところがあって、これ古墳なのだということを改めて、ここに古墳があるのだなとかというふうなものであって、ここは学校通りであるから注意しなくてはいけないとか、いろんな面で病院通り、いろんな名前が小道についています。結構親しみやすく、その周辺の状況を感じます。長瀬の中でも昔は大字といいますか、小字というか、結構今は本野上という本野上に位置しているのですけれども、小学校の山の際なんかですと山の根とか、あともう少し下ってくると石原とか、山根か、そんなふうな言い方になったり、下野といったところは今山根と下野が一緒になって下山地区とかというふうなことになるってしまったりとか、そういうので非常に分かりにくい、知っている人しか答えられない、言えないという状況でもあるのです。ですから、そういうふうなところであるから、名前をつけて分かりやすくしてくれれば、どこの地点でどういうことがあったよということをすぐに言える、そういうふうなところでも名称というのは必要だと思うのです。それで、道路法にも起点と終点があって、それに結局名称つけるように書いてあるはずなのです。そういうふうなことから、遅ればせながらもそういうふうにしていって、長瀬のより道路を親しみやすく使いやすいようにしていただきたいということと同時に、一番最初に書いてある狭小道路を拡幅整備ということが、この拡幅整備がなかなか追いついていない状況だし、やっと始まったかなと思ういろんな都合で狭いまま終わってしまう、まだ途中で終わってしまっているという状況もあります。予算を確かに削って、財政状況をよくするというのも大変大事なことなのですが、必要なところには必要な経費をしっかりとつぎ込んで住民生活が円滑に、また安心安全に暮らせるものにしていくのはもっと大事だと思うのです。道路なんかも拡幅してしまったり整備してしまうと、大体そこはもうそれで落ち着きます。みんなが安心します。

そういうふうなところから、予算を無駄なく使うことは大事なことですけれども、有効な活用はしっかりと、出し過ぎるぐらい必要なところはいっぱいあると思うのです。本当はやりたいところいっぱいあるのではないかと思うのです。ですから、財政をよくするというで積立てを増やすことも大事ですけれども、そういう意味で使うべきところにはしっかりと使ってもらいたいというふうに思います。例えばいろんな工事をすることについて、橋を直すから、今度こっちの道路はやめとかというのではなくて、道路を始めたらしっかりとやり遂げないといけないと思うのです。長瀬の1号線にいたしましても、結局ちよぼちよぼちよぼちよぼと20メートルとか30メートルなんていう工事をやったりしていますけれども、冬なんかはしっかりとやり遂げてもらいたいというふうに思うところもあります。

そういう意味で、道路をしっかりと整備した上で名前をつけてもらいたい。多分観光客が長瀬駅から上長瀬に向かったの道路、何という名前か知っている観光客は少ないのではないかと思うのです。どこにも書いていない。あそこは南桜通りですか、長瀬町内では言っている、役場の職員等も言っていますけれども、実際のところそれを町民でも言えない人も多いと、まして観光客なんかは余計に言えない。ですから、そういうふうな面で名称板というものをあちこちにちょこちょこつとあると親しめる状態があるかと思えます。そういう意味で提案させてもらったところなのですけれども、もう一度回答をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

カーブミラーや路面、それからグリーンベルト、大変見えにくくなっている部分がたくさんあるというお話をお聞きいたしました。

また、道路照明灯についても暗い部分もあるしというお話をいただきましたけれども、議員おっしゃるとおり、問題意識を持って点検してほしいということでございますので、そのようなことで職員のほうにも申し伝えたいと思います。

それから、名称板についてでございますけれど、これにつきましては以前もたしかご質問いただいたのですが、皆野町、井戸から行きますと田野通りですとか、書いてあるのを見るのですが、果たしてどこが起点でどこが終点なのかなと、いつもそこのところが全く分からない中で、どういうふうになっているのかなという思いがいたしております。そんなことも考えながら、もしつけるようでしたらば、ここが起点ですよとか、そうした形が取れるといいなという思いがいたしておるところでございます。こちらにつきましてもどうした方法がよろしいのか、また検討させていただきたいと思います。

それから、狭い道路につきまして、道路の予算を削ってお金を増やさないでというような話でしたけれども、今年度はそうした狭小道路につきまして、町道、なるだけ予算をつけるようにということで、最重点目標としたわけでございます。また、来年度もその形で進めさせていただきたいと思っておりますが、なかなかたくさんあるものですから、一度にはきれいにならないという、そしてまた先ほど5番議員のほうからもご指摘ございましたけれども、一つの事業に重点的にというお話でございますけれども、そうしますと全くほかのことができなくなってしまうというようなことが起きるわけでございます。特に来年度あたりは水管橋の改修工事ですとか、そういうものも出てくるわけございまして、そうなりますと、そこだけに全てのお金を注ぐということではできないということがございます。そうしたこともしっかりと勘案しながら、職員も頑張っておるところでございますので、ご理解賜ればと思います。

計画的な更新につきましては、また課長のほうから、それからまた何か抜けているようでしたらば、課長から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、カーブミラーの件なのですけれども、私が建設課のほうに行くようになってからは、例年二、三基ぐらいずつはカーブミラーのほうを設置させていただいております。

それから、巡回のほうなのですけれども、カーブミラーのほうの本数ですとか、そういうこともシルバーさんのほうにお願いはしておりますし、支柱が腐ってきているものに関しては、まず支柱のほうからやらないとカーブミラーの意味もなくなってしまいますので、そちらのほうの修繕からまず手をつけているところでございます。

それから、道路照明灯のほうにいたしましても、当初令和2年度のときは130基ありましたが、今現在では140基になって2基増やしております。

それから、路側線ですとか、そういう区画線につきましても、定期的に巡回をさせていただいておりますので、まず悪いところから修繕を、引き直しとか、そういうことをしていきたいというふうに計画的にはしておりますので、今町長も答弁いたしましたけれども、限られた予算の中でできるだけことはしたいと思って、こちらのほうも計画をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それぞれご回答いただきましてありがとうございます。名称につきましても、本当に前向きに調べて、地元の人たちが昔から言っていた道というのは結構あります。そういうふうなこと

で地元の人、年配の方、私も年配ですけれども、それよりも年配の人たちが昔からこうやって言っていたよとか、これは新道なのだよとかという道路の状態であります。確かに最近は沿岸道路と今話がありましたけれども、そういう言葉を使う人が少なくなってきて桜道とかというふうなことになってきたり、北桜通りとか言う人であったりしていますけれども、本当に非常に新道が結構あるのです。昔の人は、学校行くときこんな道なかったよとかという中で通ってみて、山のいろんな小道をいろいろ通りながら行った、またいろんな地名を覚えていったというところでもあります。そういうふうなところから、ぜひ地名を覚えたり、花の名前を覚えたり、同じ学校へ行くにしても、結局そういうふうなものが目に触れれば、自然と目に入って覚えていくものですので、子供たちにもそういうのを教えてあげたいなと、知らず知らずに覚えていってほしいなというところでもあります。

そういうようなことから、改めてこの間道路法という法律を開いてみたら、そのところにちゃんと道路に名称がある、起点、終点があると、そういうことを標示しなければいけないというか、書いてあります。確かに道路のことが修理するときや何かに、修繕するときは何号線という形で、井戸何号線、野上下郷何号線とかという言い方でどこの地点を工事しますというふうなお知らせがありますよね。そういうふうなことでありますけれども、道路そのものは起点と終点必ずあって、よく前にたまたま道路廃道をする、または新道をつけるというふうなときにそういうふうにして、どこからどこまで何百メートルとかという形で標示されて、私に諮られたと思っています。そういうふうなこともありますので、起点、終点が書ければ、それはいいかもしれませんが、長瀬の場合であれば道路名、ほかにいろんな英語名というのですか、そういうふうな形で書かれるのも観光客向けというか、外国人向けというか、そういうふうな方にも必要かもしれない。まずは、でも地元民が親しめる道路づくりに励んでいただきたいというふうなところでもあります。

意見を申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。

坂本沢の放水路等の改修について、建設課長にお伺いいたします。矢那瀬地区にある坂本沢は、埼玉県や長瀬町から土石流危険溪流として指定されています。坂本沢の民家付近の放水路部分については、数十年前に治水改修工事が行われました。しかし、民家裏の放水路の約40から50メートル程度のコンクリート製の大型U字溝でなく、鉄製のU字溝が敷設されました。この鉄製のU字溝は、長年の劣化や濁流時に押し流されてくる岩石の衝撃の影響などにより、大部分の底部が腐食や破損をしています。そのため、梅雨時期や台風時期の大量の雨が降った場合には、腐食した鉄製のU字溝の底部から大量の水が垂れ流し状態となり、民家の石垣や擁壁下から流れ出したり、民家の建物の地下を通り、民家の庭などに吹き出してくるのが現状です。

このような現状を踏まえて、町民の財産や生活を守り、安心安全な町づくりのためにも、鉄製のU字溝の交換などを含めた坂本沢の放水路等の改修工事を行う必要があると思いますが、町として工事を行う考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の坂本沢の放水路等の改修についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の坂本沢の放水路等の改修につきましては、地元住民の方から改修についての要望を受けております。現地を確認したところ、議員のおっしゃるとおり、鉄製のU字溝が設置されており、経年劣化によりU字溝の底部は一部腐食や破損が見受けられます。現状排水路としての機能が一部損なわれており、このまま改修しない場合には排水機能が低下し続けることが想定されます。町といたしましては、町民の皆様が安心して安全な生活ができることを第一に考え、より最善の改修方法を検討させていただき、速やかに改修に着手できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、若林建設課長の答弁に対して重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

坂本沢は急な築坂峠、山道に沿うように流れ落ちる沢です。私の記憶では、築坂峠は昭和30年頃までは美里町円良田へと通じる近道として利用されてきました。現在は、築坂峠山道は荒廃して、坂本沢の一部のような状態となっています。なぜ最初に築坂峠の話をしているかということ、この人の動きによって造られた築坂峠の山道は、土砂等は少なく多くの岩石が露出しています。つまり降水が増えると、築坂峠の山道から坂本沢に岩石が多量に流れ込み、下流部に造られた鉄製のU字溝を流れ落ち、最後は平たんな生活地付近にコンクリート製の十字溝内にたくさんの岩石や土砂とともに、鉄製のU字溝底部からの構造物の残骸が蓄積される状態となります。

そこで、1つ目の質問です。既存の鉄製のU字溝をコンクリート製のU字溝に改修する場合での最大の問題点等をどのように考えているか、またどのくらいの予算規模等と想定しているのか伺います。

2つ目の質問です。当該の坂本沢放水路等の改修について、県の事業の治山治水工事などとして実施することが可能であるのかについて伺います。予算面の共同事業の可能性について検討の余地があるのかについても併せて伺います。町の財政が厳しいことを今さら私が言うことではないと思いますが、計画、測量、予算化、工事着工などの早期ロードマップの実現の期待感から質問いたします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

初めに、1点目のご質問の既存の鉄製のU字溝をコンクリート製のU字溝に改修する場合での最大の問題点等についてでございますが、改修工事には資材置場等が必要になります。重機を使用するための平たんな場所も必要となってきます。坂本沢の改修工事箇所は、工事車両や重機が進入するまでの道幅が狭いこと、現地はなだらかな斜面になっていることなどから、そうした平たんな場所の確保が難しく、重機の稼働域が制限されるため、作業効率が悪くなり、作業日数を通常よりも要することが課題かと考えております。

次に、どのくらいの予算規模等を想定しているのかについてのご質問でございますが、あくまで現時点での概算ではございますが、工事費を積算いたしましたところ、おおよそ170万円程度が見込まれるところでございます。しかし、実際に工事を行う際には、人件費、工事材料費等の上昇が見込まれるため、さらなる工事費の増が想定されます。

次に、2点目のご質問の坂本沢放水路等の改修について、県の事業の治山治水工事等として実施することが可能であるかについてでございますが、坂本沢は現在、町で管理している沢となっております。そのため、町で維持管理を行う必要があることから、県の事業として改修工事を実施することは難しいことと考えております。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

梅雨時期や台風時期の後には、坂本沢の生活付近の平たんなコンクリート製のU字溝内にたくさんの岩石や土砂とともに、鉄製のU字溝から流れ出た構造物の残骸が堆積される状態となります。現在は、地元住民の方々がコンクリート製のU字溝内の岩石や鉄製のU字溝から流れ出た構造物の残骸などを撤去しているのが現状です。私自身は、本来は町がやるべき事項と考えていますので、町として定期的に岩石等の撤去などを行う考えがあるのかについても伺います。

坂本沢の放水路改修等の関連工事が早期実現となり、より町民の安心安全が守られることを期待して、私の質問は終わります。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、再々質問にお答えいたします。

坂本沢については、地元住民の方にご協力をしていただき、岩石、U字溝底部からの流れ出た構造物の残骸等の撤去を行っていただいている現状でございますが、町では撤去費等の予算を確保し、岩石等の撤去が必要となった水路の対処を順次実施することで水路の維持管理に努めております。町といたしましては、引き続き町民の皆様のご協力もいただきながら、今後も町民の皆様の安全で安心な生活を守るため、沢の管理等を計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） では、町長にお伺いいたします。

健康長寿優秀賞を受賞しての今後の取組について。高齢化が急速に進む長瀬町にあって、数ある課題の中で健康長寿は最も重要なテーマでございます。その中で3年連続での受賞は、町民の努力もさることながら、行政の取組が評価されたのだと思います。これからも健康長寿の町として、なお一層の普及に努めるべきかと思いますが、そのためにどのように今後取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県では、健康長寿の延伸と医療費抑制を目指して健康長寿プロジェクトを全県で推進しているところです。そして、特に優れた事業を行った市町村に対し、毎年度健康長寿優秀市町村表彰を実施しております。今年度長瀬町は、この表彰の最高位である優秀賞を3年連続でいただくことができました。これもひとえに町民の皆様の努力の賜物であり、厚く御礼を申し上げます。

町では、これまで平成18年度から元気モリモリ体操を実施してまいりました。令和4年度の年間の開催

回数は404回、参加延べ人数は4,805人と多くの町民の方のご参加をいただいております。また、平成29年度からははつらつポイントカード事業も行っております。元気モリモリ体操などの介護予防事業やがん検診、特定健診などの事業に参加した町民に1から5ポイントを付与し、30ポイント達成時には商品券と交換できる仕組みです。令和4年度には217の方が商品券と交換されました。多くの事業に参加していただいているあかしと考えられます。

令和5年度には新たに公民館事業と共催して、インターバル速歩を本格的に開始しました。埼玉県内では、長瀬町が初めての取組となります。インターバル速歩は、ゆっくり歩きとさっさか歩きを交互に繰り返してメリハリをつけて歩く方法で、信州大学内にあるNPO法人熟年体育大学リサーチセンターの指導を受け、始めたものです。継続して実施することで、持久力や筋力のアップ、生活習慣病の改善も期待できるとされています。今年度は、指導を受ける3日間コースに早速24名の申込みがあり、去る11月に第1日目を受講していただきました。

また、はつらつ健康フェアにNHKテレビに出演しているラジオ体操指導者の先生を招いてラジオ体操講座を実施し、約70名の方にご参加いただきました。長瀬町は、一般財団法人簡易保険加入者協会の健康タウン構想の推進支援自治体として、今後5年間ラジオ体操講座等の支援を受けられることとなりましたので、定期的に講座を開催する予定であります。こうした新たな事業に参加した場合も、はつらつポイントカードのポイント付与対象となります。こうしたことを町民に周知するとともに、健康長寿のまち長瀬のPRと健康増進事業の普及に努めてまいります。

さらに、今年度から町民とつくる健康長寿プロジェクトとして、第2期健康増進計画の策定に当たり、現在アンケート調査を行っているところでもございます。この結果を踏まえ、今後の事業の展開も検討してまいります。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 常日頃町長は、ある会合で賞金1,000万もらったとか、3年間で2,000万、3,000万とかという話をしています。そういう賞金を国民健康保険の中に入れるのではなくて、福祉介護課が主体となって動いているのだらうと思います、こども課もそうなのかな。主体となって動いているところに手厚く配賦して、なおさら健康長寿のプロジェクトを発展させるべきかなというふうに私は考えておりますけれども、そういう考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

埼玉県国民健康保険給付費等交付金として、これは交付されております。国保会計の歳入ということになってしまっております、実は。本来ですと、1,000万もらったのでは何かいい事業ができるのではないかというような、結構町民からも私も言われるのですが、これはそういうことで国保会計の歳入になっておるとことでございます。そうした取組をしている町に交付されるために、町の国民健康保険全体の運営のために使用されております。こんなことも午前中に5番議員から言われたとおり、きちんと報告をするべきなのかもしれないなと思っておるところでございます。

先ほど報告いたしました介護予防事業や健康増進事業に充てられるものではなくて、具体的には要するにモリモリ体操の各チームに配賦されるものでもないのをごさいますして、申し訳ないなという思いがしておりますけれども、実は町の健康増進に関してはいろいろなところから寄附金をいただいております。ちなみに、令和4年度いただきました。ご報告をさせていただきますと、児童福祉費寄附金ということで、

埼玉信用金庫から26万1,998円いただきました。これにつきましては、学童の折り畳みベッドや遊具を購入いたしました。それから、健康増進等推進費寄附金、これは明治安田生命、それから個人から10万円ですか、明治安田生命さんからは50万1,500円いただきまして、個人からいただいた10万円は、母子保健の健診等に使用するものを、例えば子供の健診用のエプロンですとか、乳幼児の知育おもちゃなどに使わせていただいたり、明治安田生命からいただきました50万1,500円につきましては、健康増進、子育て支援のために活用され、それから発達検査用備品、電子ピアノ、デジタルカメラ、介護予防用レクリエーション用品等に使わせていただいております。5番議員が午前中に申されましたけれども、こうした細かいこともやはり周知させていかなければならないなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 日頃、賞金、賞金と言うから賞金の意味というのは違うのかなと思って私も調べてみたら、やっぱり交付税だったというふうに教えてもらいました。ただ、これは毎年毎年あることなので、ますます長瀬町が健康長寿でいられるような町づくりをぜひ推進していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。長瀬第一小学校の修繕計画について、教育長にお伺いいたします。長瀬第一小学校で行われた第二小学校との交流会を視察した際に、天井の雨漏り跡が気になりました。小学校の統合に向け早急に改善の必要があると思っておりますが、第一小学校の修繕計画についてお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

長瀬第一小学校では、これまでも雨漏りがあり、天井が劣化している箇所があったことから、平成29年度にウレタン塗膜防水補修を行い、平成30年度、令和2年度、令和3年度の3回にわたり校舎屋上防水改修工事として既存ウレタン塗膜防水用トップコート塗布を行っております。また、令和3年度には劣化の目立つ廊下と図工室天井の張り替えも行っているところでございます。しかしながら、校舎屋上防水改修工事を3回にわたり実施しておりますが、現在も雨天時には雨漏りが生じております。根本的な解決にはつながってはおりません。今年度は、これから冬休みにかけて公共施設劣化状況調査・耐力度調査が実施されますので、この結果も踏まえながら不良箇所の修繕を計画的に行っていきたいと考えております。なお、雨漏りにより児童が滑って転倒するような事態は避けなければならないことから、第一学校では雨漏り箇所に近づかないようにするなどの対策を講じているところでございます。今後とも学校施設の維持管理につきましては、早急な対応が必要な場合には速やかに作業を進め、安全かつ快適な学習環境を確保できるよう努め、児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 劣化と耐力度調査の後ということなのでしょうけれども、漏水と劣化と耐力度調査は別物です。漏水というのはあくまでも雨漏りです。それで、3回も防水工事をやったって、それでも結果がついてこないというのは、何か調査の仕方が違うのではないのかなという感じがします。防水を取り替えたから漏水が収まるとは絶対限りません。いろんな面、外壁、それとパラペットの面だとか、そういう面からの漏水は限りなく多くあります。とにかく漏水というのは、コンクリートに対しては体力も落ちる、また内装工事に関しましては、中の湿度が大きくなればカビの発生の原因になる、子供の健康にも影響力がある、そういうことを勘案しながら、耐力度調査、劣化調査とは別に物事を考えていったほ

うがよろしいかなと思います。早めの対策をお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃられたとおり、私も3回の改修工事をした後にも出ているということは、違う面からの工事改修、または検査が必要になってくるのではないかと思います。外壁にできた亀裂から雨水が入っているという可能性も、先ほどご指摘があったとおり、考えられるのではないかなと思います。今後も業者と、この件についても業者に相談して、どのような方法があるのかを早急に検討をして対策を講じていく必要があると思いますので、考えてまいりたいと思います。

なお、雨漏りの箇所天井につきましては、統合前までには、お話いただきましたので、暫定的な対策となるかもしれませんが、不良箇所の修繕は暫定的にさせていただき、その後また対策を講じていくということになるかと、そのような順番で計画をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） よろしく申し上げます。できる限り、もしあれだったら私もお手伝いします。よろしく申し上げます。

次に参りたいと思います。財政運営について、町長にお伺いします。長瀬町の主要財政指標は、県内市町村に比較すると非常に悪く、財政力指数はワースト3位、実質公債費比率はワースト1位、将来負担比率はワースト6位という状況ですが、このことを受けての今後の財政運営をお伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、令和4年度決算の主要財政指標の状況を申し上げます。財政力指数は0.376となり、県内市町村ではワースト3位、実質公債比率は11.4%となり、県内市町村ではワースト1位となっております。財政力指数は、普通交付税算定上の数値を用いて算出するものですが、数値が低いほど税収が少なく、交付税に依存するもので、数値は悪くなっております。財政力指数を改善するためには、税収等の自主財源を増やす必要があります。また、実質公債費比率は、町の標準財政規模のうち、地方債の元利償還金等の割合を示すもので、数値は改善傾向にあります。しかし、既に借り入れた地方債の元利償還金のため、劇的に数値を改善することは難しいと考えております。そのような状況ではありますが、令和4年度決算の将来負担比率は、基金残高の増加や地方債残高の減少により、充当可能な財源が将来負担額を超えたため、算出されておられません。将来負担比率は、町の標準財政規模のうち、今後支払う必要のある地方債の元利償還金等の割合を示すものです。令和5年度決算の状況は、現状の基金残高で交付税措置を考慮すると、現在借りている地方債を返すことができる状態となったため、算出されない状況となりました。

町の財政状況をまとめますと、費用の圧縮に努めた財政運営により、基金残高が増加し、地方債残高が減少したため、財政状況は改善されてきております。しかしながら、自主財源である町税収入は改善されておられません。今後、老朽化した施設の修繕費、扶助費、し尿処理施設の建設に伴う費用負担など、歳出費用の増加が予想され、引き続き厳しい財政運営になると考えております。長瀬町の現状をしっかりと受け止め、厳しい財政状況の中、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めてまいります。また、自主財源を増加させ、町政運営の規模を拡大することも重要でありますので、ふるさと納税や企業誘致等も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） これからよろしくお願ひします。ただ、今のいいところもあるし、悪いところも確かにございます。全体的には適正なレベルとは言い難いと思ひます。それには職員一人一人が現在の財政状況を十分に把握して、業務の指標を抜本的に見直し、町税等の財源の確保を積極的に行っていただければと思ひます。

これで私の質問は終わります。以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは質問します。教育長ばいになってしまいました。1つぐらいは産業観光課長に質問したかったですけれども、却下されました。よろしくお願ひいたします。

まず、1番です。インフルエンザの予防についてです。11月13日、秩父郡市医師会の発表では、コロナ陽性5人、インフルエンザ陽性127人とありました。コロナウイルス感染症と同様にインフルエンザに感染するのを防ぐための対策ですが、学校ではどのような対策を行っているのか。手洗いやマスクの着用は一番の感染予防ですが、その取扱いはどうなのか伺ひます。何だか学級閉鎖もあったようなこともお聞きしますので、そのことも含めてご回答をお願ひいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県では、インフルエンザ流行警報が11月1日に発令されました。警報の発令は5シーズンぶりで、統計のある1999年以後、最も早い状況であるなど、県内各地でインフルエンザの流行が続いております。議員ご指摘のとおり、秩父郡市医師会が公表している秩父郡市においてインフルエンザ陽性者の数でございますが、大変多くなっております。感染が拡大している状況となっております。このような状況の中、秩父地域では学級閉鎖や学年閉鎖となった学校が多数確認されており、学校閉鎖となった学校も確認されております。

さて、長瀨町の各小中学校の状況でございますが、他市町では感染者が多く確認され、埼玉県が警報を発令した11月初めにおいては、インフルエンザの感染は長瀨町においては本当に各校で少人数、何人かの感染でございました。しかしながら、11月下旬から小学校でのインフルエンザの感染者が見られ、昨日までに4つの学級で閉鎖をしています。本日は、学級閉鎖の状況はございません。

ご質問の学校での感染予防対策でございますが、各校とも児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い、うがいなど、また手指衛生やせきエチケットといった基本的、日常的な対策を実施しております。新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も感染症予防には重要であることから、継続して実施しております。これら学校での取組については、保健室だよりや学級だよりなどを通じて周知し、ご家庭での取組もお願ひをしているところでございます。なお、現在の学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となっております。現在のようなインフルエンザ流行時には、保護者の判断によりマスク着用で登校する児童生徒が多く見られており、各ご家庭での感染予防対策がしっかりされていると感じている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 思ったとおりのインフルエンザの流行ということですが、懸念したことが小学校のほうにも学級閉鎖ということになったので、まあまあ思っていたのですけれども、このインフルエンザとかコロナという、どんなことをやってもかかるときはかかる、どうしようもないというのが実情だと思います。本人さんと家庭が気をつけてもなりますので、もうこれ仕方ないというのですけれども、できるだけ感染予防をやっていただくというふうに、また再度学校のほうにも連絡をしてもらいたいと思いますけれども、そのことについてお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、感染予防をしてもインフルエンザ、新型コロナウイルスの感染は完全に防げることはできないことは承知しております。現在、インフルエンザの流行がしておりますので、再度毎日のように学校との連絡も取っておりますので、3校ともに、もちろん校長先生が中心でございますが、校長、養護教諭を中心とした感染症対策の徹底については毎日お知らせをしまいたいと存じます。また、それぞれの折に、まだこれから教頭会議等も来週ありますので、感染症対策について再度対面で指導をしまいたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） やってもやっても駄目ということは、底が見えないということですので、これはしょうがないからというので諦めるか、それとももう少し頑張っって少なくするかということですが、これはたちごっこですので、仕方ありませんので、頑張っってやってもらうという、激励の言葉ということを添えて、この1番の質問を終わりたいと思います。

次に、2番に参ります。公民館、勤労青少年ホームの講座についてです。コロナウイルス感染症も第5類に移行され、中止、休止していた各講座も活動を始め、公民館ホームまつりも開催されました。喜ばしいことです。令和6年度は、公民館、勤労青少年ホームの講座を増やし、多くの町民の参加で、体力、知力を養うべきと考えますが、いかがか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

今年度、中央公民館では18の事業を行います。また、10月29日には4年ぶりに公民館ホームまつりを開催いたしました。講座の実施に当たっては、多種多様な学習機会を町民の皆様に提供し、学ぶことへの意欲や教養を高め、人と人とのつながりを深めながら学びの輪を広げ、生涯学習活動を推進しているところでございます。近年では、いろいろな学習をすることが健康寿命の維持、増進に資するという観点から、健康こども課や社会福祉協議会と連携した事業も進めております。今年度につきましては、健康こども課との共催でサーキットチェア教室などを実施したほか、社会福祉協議会と連携したおしかけ講座を実施するなど工夫を凝らした講座を開催し、多くの皆さんに参加いただいております。このような取組により昨年度の参加延べ人数は、コロナ前の平成30年度と比べて増加しております。令和6年度の事業につきましては、限られた予算の中で創意工夫を行い、町民のニーズに対応するよう進めていきたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 公民館、勤労青少年ホームの講座でございますけれども、前には予算がなくてもできるものというのがあったのです。それはなぜかといいますと、保健師さんがおります。それから、栄養士さんもおります。そういうことで、あとはだから調理の得意な方というのが指導者として、そして役場から給料をもらっているから無報酬でいいよねというので、そういう講座もできるかと思っておりますので、なるべく公民館、勤労青少年ホームだけではなくて福祉のほうだとか、それから健康こども課のほうを巻き込んで、年に1回でもいいのです。1回でもやったらやったということで実績になりますので、そういうふうで底辺の発掘だとか何とかというので、あとはやったことがないからやってみようか、それから行ってみようかというのはすごく必要かなと思います。ぜひそういうふうにやってほしいなという希望なのですけれども、そのことについて教育長、やる気があるかどうかお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

いろいろな講座を実施しているところではございますが、予算がなくてもできることがございますよと今大変すばらしいご提案をいただきました。調理の得意な方、または本庁にも栄養士、栄養教諭がおります。そういった先生方を指導者と迎え、やはり専門的なお話を伺えることは大変大きな、町民にとっても教養が高まる面になってくるかと存じます。今後、そういった面も加えまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今教育長が言っていただきましたように、そのようにしてほしいなと思うのですが、何しろ年に1回の講座でもいいと思うのです。そうすると、それうちなんかでも1回だけでもやったよというので、鼻高々になれるという、違う町村に対して、そういうこともありますし、それから1回だから行ってみようよという誘い方もあるのです。10回コースだからという駄目駄目駄目、5回コース、駄目駄目駄目、1回だよ、1回と言えば、では行ってみるかということになりますので、そのところは後ろのほうにきれいなお嬢さん方が2人いますので、そちらのほうとよく研究して、そしてやってほしいなと思います。それは希望です。

次に、3のタブレット端末を使用した教育については、またまた教育長にお伺いします。最近、何でもタブレット端末を使用する取組が広がっているようです。今日の気持ちは晴れ、曇り、雨ですかと児童の気持ちをデータ化する取組が進んでいると聞いています。こんなのは当てになりませんよね。朝はすごく憂鬱だったけれども、学校行ったら誰々さんと話ができたらよかったというので、快晴になってしまうこともあるので、こんなことを何でも国や何かでやるのだろう、新聞で何でも報道するのだろうということもあるのですけれども、それで子供の心は刻一刻と変化し、入力したときの気分のままではないと考えますので、当町ではタブレット端末を使用するに当たってどのように対処していくのか伺います。

また、タブレット端末で何でも対応する授業は、文章を書くということや筆記力がおろそかになるのではないかと不安ですが、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

町では、令和2年度に学校内のICT環境整備を実施し、情報活用能力の育成とICTを活用した学習活動を進めております。ご質問の児童の気持ちをデータ化する取組についてでございますが、児童の心理状態を見える化することで、学級の指導を支援する教職員のため、このツールを導入している学校もあるようでございますが、現在長瀬町では行っておりません。子供の健康、心理状況の把握につきましては、朝の健康観察で子供の顔を見ることで、また子供の返事を聞くことにより、教職員と子供がアイコンタクトをする中、そういった中で心身の状況を確認しております。また、子供たちからも調子が悪い、そういうときには教師に調子が悪い旨をきちんと伝えられること、そういった教育のほうも進めております。中には子供たちの中では、自分の状況を正しく説明できない場合もございますので、そのような場合には当然教師が声かけを実施しているところでございます。

次に、タブレット端末での授業は、文章を書くこと、筆記力がおろそかになるのではないかについてでございますが、タブレット端末の活用と筆記については、発達段階に合わせてバランスよく力を育む教育を行っております。例えば小学校1年生では、鉛筆を使って書く時間がメインであり、タブレットを活用する時間はほかの学年と比べてあまり多くはありません。一方、6年生になると、タイピングのスピードも大人顔負けのスピードとなり、プレゼンテーションやまとめを行ったりする際に活用します。ただ、鉛筆で作文や要約、自分の考えをまとめることなど、筆記をベースとした教育ももちろん行われております。現場の教員の実感として、タブレットを導入したことによる書く力や書く量が劣れているといったことは見られないとの報告を受けております。目的、場面、状況に応じてどちらの手段が目指すべき資質、能力を育むことができるかを考慮しながら、現在取り組んでいる最中でございます。

いずれにいたしましても、授業は様々な場面でタブレット端末が活用されており、児童生徒の学習意欲の向上、教職員の業務改善につながっていると考えております。引き続き、様々な工夫等を行いながら、ICTを活用した学習を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） タブレット端末、今過渡期だからすぐ先生も大変だと思うのです。そして、若い先生というのはすぐのみ込みがいいのですけれども、40代後半から50代になってくると、えっということで、私たちはパソコンでやってもすぐよく忘れて、お母さんまた忘れてしまったのというけれども、何でも使わないよりもいいかなということなのですけれども、私たちは何かというと、字はきれいな字を書くことが一番いいのではないかなと、どうしますかということ、字というのがつくったものを役場の人が見るとか、学校の先生が見るとか、保護者の友達のお母さんが見るとか、いろんな人が読むので、きれいな字が望ましいということなので、今聞きますとタブレットというのが風潮になっていますので、どのように7対3だとか、5対5とかなんとかというのではなくて、字をきれいに書くということも一つの、人のために書くからということも子供たちに教えてやって、そしてやってほしいかなと思いますけれども、先生方にもすぐ大変な時期だと思うのです。先生の能力差というのは、授業には出てきているかいなか、いないというのが普通答弁だと思いますけれども、本音はどうなのでしょう、お聞きします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

現行の学習指導要領では、情報活用能力の育成と学校内のICT環境整備やICTを活用した学習活動

が大きな柱となっております。ICTを効果的に活用するには何よりも指導する、議員おっしゃるとおり、教職員のスキルアップ、若手は得意であるが、ベテランはいかがなものかなというところがございます。ここは重要でございます。情報教育主任と連携しながら、教員に必要となるICT活用指導力の向上を教育委員会、そしてこの情報教育主任と連携しながら現在進めているところがございます。ベテランの先生方のご心配もいただくところがございますが、おおむね私が授業を毎回見る限りにおいて、ベテランの先生方もタブレット端末をうまく授業の中に活用している状況でございます。活用し切れているかというところでは非常に疑問も残るところもありますが、大変よくタブレットを使った授業そのものが先生方の中に浸透してきておりますので、安心をしているところがございます。

また同時に、子供たちにきれいな字を求めていくという、丁寧な字、これは大変重要なことだと私は考えております。現在、学校でも1学期には硬筆展、今書き初めの練習を盛んにしている最中でございますが、外部の指導者をお招きしながら、硬筆や書き初めの練習も取り組んでいるという報告を受けております。長瀬町の子供たちの字は、私から見ても大変丁寧に、非常に前向きに取り組んでいる、美しい字を書いていると私は自負しております。今後もこのような状況が続くように、各学校に指導してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） 答弁が完璧でしたので、これで終わります。

○議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第64号から議案第71号までの8件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。それでは、これより日程に従って、議事に入ります。

◇

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第64号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第64号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第64号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

今回の条例改正は、国のマイナンバー法等の改正に伴い、法律で個人番号の利用が認められている事務について、各事務を所管する省庁が主務省令に規定することで情報連携が可能となる改正が行われ、併せて医療保険確保の改正により健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第64号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第1条関係の改正内容でございますが、来年の秋以降、健康保険証が原則マイナンバーカードと一体化されることから、これまで健康保険証の提示により、受給資格等を確認していたことも医療費、ひとり親家庭等の医療費及び重度心身障害者医療費のいわゆる福祉3医療費の支給に関する事務については、マイナンバーを利用した情報連携が可能な法定事務に含まれていませんでしたが、保険証廃止後も受給者資格等を確認する必要が生じることから、マイナンバーを利用した情報連携可能な事務として規定するため、町のマイナンバーの利用範囲を定めた第4条中第1項に別表第1として、独自利用事務を行う執行期間及び事務の名称を規定する文言を加え、新たに第2項として、別表2に掲げる事務を処理するため、必要な限度で同表に掲げる特定個人情報を利用することを追加するものです。

また、現行欄の第5条に規定していた特定個人情報の提供に関する規定につきまして、町長部局から教育委員会部局に対して情報提供が可能となる事務として規定されている長瀬町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱については、長瀬幼稚園が平成29年に認定こども園となったことを踏まえ、令和4年に要綱が廃止となったことから、同条及び情報提供を行う事務及び特定個人情報の内容を規定していた別表を削除するものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。2ページの改正案の別表第1につきましては、第4条第1項の規定により、マイナンバーを利用することとする独自利用事務を行う執行機関及び事務の名称を定めております。

2 ページの下段から 7 ページに続く別表第 2 につきましては、第 4 条第 2 項の規定により、同一執行機関内においての情報の活用、いわゆる庁内連携を行う特定個人情報を定めております。

次に、7 ページを御覧ください。現行欄の下段にあります別表の第 5 条の関係につきましては、先ほど説明したとおり、長瀬町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止に伴い削除するものでございます。

次に、最後の裏の 8 ページを御覧ください。第 2 条関係の改正内容でございますが、マイナンバー法の改正によりマイナンバーを利用することができる事務は、これまで法別表第 2 に定められていましたが、法改正後、各事務を所管する省庁が主務省令により定めることとなり、法別表第 2 が廃止されることとなりました。これに伴い、条例中の法別表第 2 を引用していた箇所や文言の整理を行うものでございます。

用語の定義を規定していた第 2 条及び個人番号の利用範囲を規定していた第 4 条につきまして、法改正により法別表第 2 が廃止されることに伴い、第 2 条に必要となる定義を第 5 号、第 6 号として追加し、第 4 条第 1 項及び第 2 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、第 2 項中「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」及び「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改正するものでございます。

最後に、附則についてご説明いたします。議案書に戻っていただきまして、議案書の最後のページ、裏面を御覧ください。独自利用事務について規定した第 1 条関係の施行日は公布の日から、またマイナンバー法等の改正に伴う文言の整理について規定した第 2 条関係の施行日は、改正マイナンバー法の施行日とするものでございます。

以上で議案第 64 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） これをいただいて見てみたのだけれども、皆目内容が分からないのです。今の説明を聞いて同じく皆目分からない。要するに少し読み込んできたのだけれども分からない。第何条、何条というと、それを全部見なければいけない。ちょっと見てみたのだけれども、とてもではないけれども、頭が疲れてしまって駄目だという状況なのです。だから、いいやこれは説明を聞いてと思っていたのですけれども、はっきり言ってこれで何か不利益が出たりとか出なかったりとか、そういうことを分からずに賛成ですとか、そういうことできないので、そこのところについてももう少し分かりやすく、要はこうですよということで説明いただければ、申し訳ないのですが、ぼんくら頭でも分かるかなという気がするのですが、すみません。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

今回、今までの保険証がまず廃止されてマイナンバーカードになるということが前提で、保険証で資格証明書、確認していたものが、来年の秋以降廃止されるのに伴って、今度はマイナンバー、それぞれ個人が今持っていますカードとはまた別の、通知カードで来ましたマイナンバーを使って庁内連携で、先ほど言いました 3 医療とか、そういうのに住所、氏名、生年月日、男女、そういったものが載っていますので、それを使って資格審査ができるという、そういうふうに改正でございます。

あとは、これはマイナンバーカードがなくて駄目だというのはなくて、マイナンバーがなくてもこのマイナンバーカードで、そういった先ほど言いました 3 医療について資格を確認できるということになります。

〔「マイナンバー」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） マイナンバーとマイナンバーカードは、これはちょっと別です。まずは、マイナンバーカードをつくるのが前提なのですけれども、それが廃止になってしまうので、今度カードでなのですけれども、カードがなくても今まで全国民に振られていますマイナンバーで、そういった資格審査ができるようになるということでございます。いわゆる役場内の庁内連携なのですけれども、それが使えるということですよ。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第64号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第65号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第65号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柝原秀樹君） それでは、議案第65号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の一部改正の概要でございますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産を予定している、または出産した国民健康保険の被保険者において、産前産後の期間4か月間に相当する国民健康保険税の所得割と均等割について減額措置を講じるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。まず、第23条におきましては、今回の減額措置の計算方法に関する規定を第3項として追加するものでございます。

第1号は出産する国民健康保険の被保険者に係る医療給付金分の所得割の減額相当分に関する規定、第2号は医療給付金分の均等割の減額相当分に関する規定、2ページに移りまして、第3号は後期高齢者支援金分の所得割の減額相当分に関する規定、第4号は後期高齢者支援金分の均等割の減額相当分に関する規定、第5号は介護納付金分の所得割の減額相当分に関する規定、第6号は介護納付金分の均等割の減額相当分に関する規定についてそれぞれ定めたものでございます。

次の第24条の3は、今回の減額措置の届出に関する規定を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただき、1枚おめくりいただきまして、右側のページの附則を御覧いただきたいと思っております。第1項として、改正条例の施行期日を令和6年1月1日とするものでございます。また、第2項として、改正後の規定につきましては、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税に適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の国民健康保険税においては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第65号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これは国民健康法が改正になったからということで、条例改正ということですね。これは一時的ではなくて、完全に改正になったということで捉えるわけですね。そうした場合に、例えば新旧対照表の右側の4行目のところ、それからもっと下にもあるのですが、減額するものとした場合にあってはと書いてあるのです。もう減額するのですよね。ここのところが減額する場合にあってはではなくて、減額するものとした場合にあってはという言い回しが文章的に通じないのだけれども、もう一回言います。減額するものとした場合にあってはという言葉がちょっと通じないのだけれども、これどうなのですか。これでいくと、ではそうではなくて、また元に戻ってというような法改正があるのかというような、そういう見方をするのかな、ちょっとそこは分からない。細かいところで失礼なのだけれども、分かれば。

以上です。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柝原秀樹君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに新旧対照表におきましては、金額を減額するものとした場合にあってはと書かれておりますが、もう減額するものとして考えていただければというふうに思っていたいただければと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第65号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和5年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、一部の施設において重度心身障害者医療費支給事業における住所地特例の取扱いが変更となったため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の条例の一部改正の概要でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、介護保険施設等が新たに住所地特例の対象となり、障害者支援施設と同様に扱われることとなりました。今回対象となった施設につきましては、重度心身障害者医療費におきましても、障害者支援施設と同じ住所地特例を適用するため、条例に定めるものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料、議案第66号新旧対照表を御覧ください。1ページ目でございますが、左側が現行、右側が改正案で、下線部分が今回の改正箇所でございます。初めに、第3条でございますが、重度心身障害者医療費助成金の支給対象者についての規定でございますが、住所地特例の取扱いの変更に伴いまして、第1項第1号中アの次にイとウにございます、こちらにございます施設に入所している者を加え、改正前のイから、次のページにございますが、クまでを、エからコまでそれぞれ

繰り下げるものでございます。

次に、3ページの上段にございます第2号の次に第3号にございます、こちらに記載のございます施設に入所している者と、第4号にございます施設に入所している者を加えまして、改正前の第3号から11号までは、5号から13号までそれぞれ繰り下げるものでございます。

続きまして、下段の第3条第2項でございますが、現在運用している内容を条文に明記するものでございまして、第5号から次の4ページの第7号まで、概要といたしましては、町のこども医療費またはひとり親家庭等医療費の支給を現に受けている者、他の都道府県または市区町村が実施する制度によりまして、乳幼児、重度心身障害者またはひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者につきましては、町の重度心身障害者医療費の助成金の対象としない旨を加えるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただきまして、表面の下段を御覧ください。附則の第1項でございますが、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書裏面の上段でございますが、附則の第2項でございますが、今回の条例改正に伴う規定の適用日を定めたもので、第3条第1項第1号イ、ウ、第3号及び第4号の規定につきましては、令和5年4月1日以降に入居または入所した者に適用するものでございます。

以上で議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第66号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由について

ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,343万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億1,081万円にしようとするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回8,343万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億1,081万円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが、4ページ目を御覧ください。これにつきましては、物価高騰対策の一部事業につきまして、令和6年度に繰越しをさせていただくものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の9、10ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額96万1,000円は、障害福祉サービスの利用増加により介護給付費等が増加したことに伴う負担金の増に対し交付されるものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額8,104万4,000円は、先月国会で成立しました国の補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、非課税世帯への7万円の給付や商品券など物価高騰対策の事業を実施するため増額するものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額48万円は、国庫負担金同様、障害福祉サービスの介護給付費等が増加したことに伴う負担金の増に対し交付されるものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額78万6,000円のうち54万7,000円は、年度途中で退職した消防団員に対して退職報償金を支給することに伴い、消防団員退職報償金受入金を増額するものでございます。

11、12ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額2,238万円は、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、町民1人当たり3,000円分の商品券を配布することに伴い増額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額5,665万1,000円のうち5,405万8,000円は、物価高騰に伴う低所得者支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり7万円の給付金を支給するため増額するものでございます。

第4目老人保険費、補正額189万9,000円は、後期高齢者医療の療養給付費の実績が当初の見込みを上回ったことに伴い、負担金を増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、1枚おめくりいただいて、13、14ページになりますが、第1目林業総務費、補正額24万円は、ゴルフ緑化促進会委託事業委託金を活用してロウバイの苗木を購入するため増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額54万7,000円は、年度途中で退職した消防団員に対して退職報償金を支給するため増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額460万6,000円は、物価高騰の中、小学校の

統合や進学により体操服の購入が予想される新小学1年生から新中学1年生に対して体操服を支給するため、増額するものでございます。

第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額147万3,000円は、不具合が発生している公民館の西側自動ドアと体育室照明の補修工事を実施するため、増額するものでございます。

以上で議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。補正予算について4点ほどお伺いします。

最初に、補正予算書11、12ページ、一番上の枠であります。2款1項1目企画総務費の物価高騰対策補助金、内容についてですが、町民1人当たり3,000円ということで大変ありがたいことではありますが、使用できる店舗、前回と全く同じかどうかということ、これは郵送で送ろうでしたよね。郵送かどうかだと思うのですが、基準日はいつを基準日とするということ。また、基準日の、極端に言いますと1日前に転出あるいは死亡した場合はどうなるか、逆に基準日の1日後、転出あるいは死亡された方の対処、これはどうなるのかお聞きしたいと思います。

その下の民生費の社会福祉総務費、18負担金、補助及び交付金の低所得者支援事業約540万ですが、令和5年度の非課税世帯対象であります。これはどのくらいの世帯があるのかお伺いします。

また、令和5年の1月から12月の家計急変世帯、これはどのような世帯なのか、またその対象の世帯は何世帯あるのかお伺いします。

次に、13、14ページになりますが、一番上の農業総務費の原材料24万ですが、これは公益社団法人のゴルフ緑化促進会からの委託金と思われ、これは毎年この委託金をいただいているのか、金額も同じなのかということ、ロウバイの苗木購入とありますが、どこから購入をする予定で、どこへ植栽する予定なのか、分かったら教えていただきたい。

最後になりますが、その下の消防費、報償費54万7,000円ですが、年度途中で退職された消防団員の方への報償金であると聞きましたが、これは令和5年度途中で退職された方が数名いるということでしょうかということ、なかなか消防団員の成り手が不足して苦勞していると思います。今回もこの欠員が生じたと思いますが、その後の補充についてはどのような状況なのか、また消防団員は町の今定数、ちょっと教えていただきたいのですが、何名で、現在何名消防団員として登録をしてあるのかお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと1点、お断りがあるのですが、商品券につきましては総務課で実施する予定となっております。なので、予算総括的な立場からお答えさせていただくのですが、まず1点目の商品券の3,000円の店舗については、前回と同様を考えているというところでございます。

2点目の郵送についての基準日については、現在のところ未定でございますが、前回やったときにつきましては、基準日を設けまして、その例えば1日前に亡くなられた方とかは、反映できているものは反映しております。というのも、4月30日に亡くなったときに死亡届が5月1日の基準日のカウントする日に来ているのかということがまた重要となってきますので、そこら辺が入り繰りあったところはありまし

た。また、基準日の1日後に亡くなられたということにつきましては、そのまま郵送させていただいているような状況でございました。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

低所得者向けの7万円の給付ですが、12月1日を基準日としてこの方たちを抽出していくわけですが、前回3万円の給付をした際に、確認書で支給した方が645件でした。確認書を送付した方は688件だったので、課税世帯に扶養されている場合は対象外となりますので、そういう方が確認書の提出がなかったものと思います。ですので、今回も件数としては650件程度かなと見ているのですが、予算的には不足がないように取らせていただきました。

また、家計急変世帯につきましては、何件も相談はあったのですが、前回3万円の給付の際に該当したのは1件でした。ですので、今回1月から12月までの家計急変世帯としておりますので、その辺がまた変わってくるかなという感じはしております。

それから、家計急変の基準につきましては、世帯構成が変わったということで、課税所得のあった世帯主の方がいなくなったとか、そういうことで家計が急変したという方も該当してきている場合もあります。いずれにせよ、世帯の収入の状況が変わりましたらご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員のゴルフ緑化促進会からの委託金を活用いたしまして購入いたします、ロウバイの苗木の関係でお答えさせていただきます。

毎年購入なのかということなのですが、前回購入したのが平成30年度になりまして、南桜通りにジンダイアケボノを植えた際に、ゴルフ緑化を活用して苗木をいただいております。

それから、どこから購入するのかということなのですが、以前からロウバイですとか、様々な苗木の購入をしている皆野町にございます飯野造園を今予定しているところでございます。

それと、どこに植栽するのかということなのですが、今年度につきましては令和7年にミューズパークを主会場に開催されます第75回全国植樹祭のPRイベントとして、宝登山の山頂にございます宝登山園地四季の丘、こちらに植栽する予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

消防団員の退職報償金でございますが、年度途中で消防団員2名退団しました。それも同じ部です。第2分団第2部、滝の上、小坂から部長経験者1名、団員1名の2名であります。その後、欠員補充はございません。各団、部、勧誘活動は行っているのですが、なかなか入ってくれるというのが難しい状態でございます。現在の定数なのですが、現在の人数なのですが、定数100に対しまして89名の消防団員でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、2点ばかりお聞きをいたします。

商品券事業で経費の配分をちょっと教えていただきたいのですけれども、商品券の発行ということでありますけれども、この件について経費の配分を教えてください。

それから、体操着の支給事業で今回新1年生から中学校の新1年生までということで、間の2、3、4、5、6も含まれるということでもいいのかどうか。この事業は、高騰対策ということで始めたので、次の新1年生にはもう来ないということでもいいのでしょうか。

その2点をお聞きをいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

今回総務課のほうで執行いたしますので、私のほうでお答えさせていただきます。まず、経費の配分ですけれども、ここにありますように職員の時間外手当、続きまして、需用費で消耗品、これは郵送の封筒に貼るラベルシール、または印刷のトナー代になります。

続きまして、印刷製本、こちらは商品券の印刷代になります。

続きまして、役務費、通信運搬費は、こちらは商品券の郵送代になります。それと、各商店のほうにステッカーの配送料、あとはその商品のお店のほうに振込をしましたという振込通知書の郵送代等になります。

それと、あとは手数料につきましては、そのお店に振り込む手数料となっております。

その他で、補助金で町民1人当たり3,000円、一応6,550人を見込んで算出しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

体操服の支給の対象者でございますが、新しく来年度小学1年生になるお子さんから新しく中学1年生、現6年生までを対象と考えておるところでございます。対象の人数でございますが、積算上は新1年生から3年生までが107名、それから新4年生から新中1までが190名で積算しておるところでございます。

それから、物価高騰対策ということで、次の予定はないのかというご質問だったかと思えます。交付金を財源として行っている事業ですので、現在のところ今回限りという形で考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 教育委員会の答弁はよくわかりました。

商品券のほうで、郵送は仕方ないということで納得しました。印刷製本費が商品券の費用でいいのだと思うのだけれども、先ほど一般質問のときに町長の答弁の中に、元気モリモリのでポイントがついて、それを何ポイントためると商品券が発行されるとかなんとかということで、例えばそういう商品券を使えば、この印刷製本費を使わなくて済むのではないのですか。ちょっとそこのお聞きします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 健康子ども課のほうで出しているのは、本当に簡単な印刷したお宝商品券ということで、改ざんができる、作れてしまうというか、コピーしたらできるというような感じで。

〔「それでは点数ためないでコピーしたほうがいい」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 商工会のほうであとは使えるお店が決まってしまうのと、こちらの商品券

3,000円、500円券なのですけれども、やはりコピーできないというか、改ざん防止も含めて印刷代のほうが必要ということになっております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 補足があるそうです。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

商品券の関係なのですけれども、国の交付金を使用しております、その会計検査とかが商品券が精算されたことをよく確認されるというところなんです。なので、本当にその商品券が使われているのかというところになりますので、今回商品券のやつですと、住民にその商品券を配って終わりではなくて、配って使われた店舗に対して、その商品券を換金してお金を渡すというところで一連の流れとなっております。なので、その一連の流れがちゃんと完了していないと、それがまた国のほうから本当に使われているのかというところを指摘されてしまいますので、どうしても期限の設定というのが必要になります。なので、広く今一般的に流通しているお宝商品券等を代替に使うとなると、いつ使ってもいいような形になってしまいますので、ちょっとそこら辺の関係も難しいところがございます、新しい商品券を発行しないといけないというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もう一回お願いします。

今、課長が答弁してくれたのはよく分かります。もうこの商品券って初めてやるわけではなくて、一番最初コロナのときに出てきたのかな、そういうときからもう3回か4回発行しているのだと思うのです。1人3,000円の商品券を物価が大変だからって配布するのであれば、私はそういう経費を本当に削減して少しでも多く、本来であれば現金で給付を私は望みたい。それを町民の人も待っていると思うのです。あの商品券というのは、使えるといっても長瀬町内だけであって、本当に足のない人はそれを使いこなすのが大変なのです。皆さんは、印刷製本をすれば自分の仕事は終わるけれども、もらうほうはもらったで、本当に欲しくもないものを買っているという話もよく聞くのです。だから、私はこの商品券は、こんなにお金かけたり経費がかかるのだったら、もっと経費を少なく、皆さんの優秀な知恵を使って少しでも多く配布してやってほしいということで今質問をしました。ちょっとがっかりしたので、これで回数終わりますから、何かあったら答弁をお願いします。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

今の質疑は、自己の見解とか提案を述べる場ではございませんので、疑わしい点をただすという時間でしますので、まだ何かもしあればお聞きいただければと思います。

○7番（関口雅敬君） ではもう一回。

では、こんなに経費を使わないでもうちょっと多く皆さんに配布ができないでしょうか、どうですか。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

先ほど企財課長のほうから言いましたけれども、この事業は現金は配れない事業でございます。それと、前の商品券は、先ほど言いましたように期限が入ってしまっていて、あと使った店舗が裏面に判こ、自分の店舗名を押してきますので、再利用することはできません。

こちらのほうの印刷製本なのですけれども、私のほうで説明不足だったかもしれませんけれども、この112万のうち、約半分は店舗に飾るポスター、あとはステッカー、そういった代になりますので、先ほど言いましたようにその辺をちょっと見直しまして、なるべく経費のかからないようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の3,000円の件に関しては、大まか出ているかなと思いますけれども、要するに配れる総額が1,965万円ということですよ。手数料等が273万円かかっているということです。これでいくと12.2%が経費に行っているということだと思います。今出たような例えばお店にステッカーを貼るとか、必要ないのではないですか、この券にあるから、券にどこで使えますとか。だから、そんなふうなもので、十分ステッカーなくても、今回で多分3回目だと思うのです。ですから、町民のほうもそのことは承知していると思うので……

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 大島さんではない、私がしゃべっているの。

〔「ごめんなさい」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 言いたいのは、例えばそれで削減したのではないかと、そうしたらこの112万1,000円のが半分になったと、仮にですよ、そうした場合、当然お金は国のほうへ返すということですよ。そうではなくて予備費とか、そういうところに入っていけるのかどうか、そういうものであったら削減をしたほうがいいのではないかなと。

あと、7万円の低所得、これも今年1回3万円配ってあるわけなのですけれども、これについては多分経費が2.6%になっているのです、計算すると。そうすると、これは振込だと思うのです。だからこのぐらいになると思うのだけれども、さっきの3,000円のと兼ねて、これ金券に当たるわけだから、お金は配らないと総務課長が言ったのだけれども、金券と現金は違うのですか。何かちょっと心配なことがあります。これやっぱり書留で送らなければいけないのかどうか、例えば現金、金券についてはそのような規定があるのかどうか。安全ということなら書留でしょう。大分かかってしまうということだと思います。そこの点について。

あと、ロウバイについて先ほどありましたけれども、ロウバイを植えるところを四季の丘って言われまして。あれ町有地ですか、町有地ではないのですか。町有地ではないところに植えるのにそういうお金を拠出するのか。町有地ではないかどうか、私は知らないのですけれども、蓬莱島公園に植えるのとは訳が違うような気がするのです、ちょっとそのことについて。

あと1点だけ、中央公民館の西側、自動ドアの補修工事、これちょっと調べただけだけれども、いつだか分からなかったのですが、この中に課長さん、または次長さんでいらっしゃる方がいるかどうか。何年前にあそこも改修したのです。そんなにたっていないのです。中央公民館の西側の自動ドア、これいつ壊れたのだからちょっと分からないのだけれども、もうこれ直しても駄目なのではないのかと、要するに無駄な金かけないで、あそこを取っ手でもつけて自動ドアではなくしてしまっただけのほうが、私の記憶違いならいいのですけれども、確かにこのぐらいのお金かけて直したはずなのです。もう五、六年だったかな、これも記憶違いかもしれませんが、それだったらこれも節減できるのではないのかなと思うのですが、そこ

のところについて。変なドアだから、構造上壊れやすいというのがありますけれども、そんなに頻繁に壊れるのだったら、そういう手動にする方法もあるのではないのかというふうなことで、いつ補修したのか、今分かれば、分からなければまた後でお伺いします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のもし費用を削減して余ったお金、国に返さなくてはいけないのかということについてなのですが、今回の交付金、今までと名称等は変わってきておりまして、いろいろと昔は新型コロナであったのがだんだん物価高騰対策になって、今回も物価高騰対策というのでなってきたのですけれども、余ったお金については、その交付金の枠組みの中であれば新しい事業等でも使えます。なので、ただ使えるのが生活者支援と事業者支援ということで、何か事業をやるというよりは、どちらかというとお金配りではないですけれども、そういうような現金を渡したり、商品券を渡したりというようなものを渡したりというところがメインとなってくるようなものができますので、費用が削減、なるべく返さないように、今までも商品券事業とか当て込められるようにちょっと余裕を見てやっていたりするのですけれども、今回につきましても残金が出るようであれば、また別の事業等を新しくやるなり当てるなりしてやらせていただきたいと思っております。

また、2点目につきましては、商品券も金券なので、現金と変わらないかということなのですけれども、今回一律、要は町民全員に現金を配りますというのは国のほうから禁止されています。ただ、それが商品券とか何か事業に基づいて一律配るのだったら大丈夫なのですけれども、一律の現金給付だけは禁止されています。ただ、例えば子供さんがいる家庭に現金配りましょうとか、特定の人に対して現金を配るのはオーケーとされておりますので、ちょっと一律で現金を配ることだけが禁止されているということはご了承くださいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

ロウバイの植栽予定地である宝登山園地四季の丘につきましては、共有地でございます、賃貸借契約に基づきまして借地としてお借りしている土地でございます。これはもう平成の……いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えします。

書留で送る必要があるのかということですが、例えば普通郵便で送ってしまうと、過去に送られていないという、送りっ放しですので、送られていないというのがありましたので、やっぱり書留で送って配達証明が出るもので役場としてはちゃんと届いたというのを証明をもらいたいのので、書留にさせてもらっています。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館のドアの修繕でございますが、今行政報告書を確認したのですが、令和3年度に西側ドアの修繕を12万6,500円かけてやっております。今回は、あそこは内側、外側ドアが2つありますけれども、外側のドアが故障しております。先日、2日の日、土曜日ですけれども、町の人権フォーラムがあって、参加者の方が開かないのだけれども、手動でやっていたので、開かないのだけれども、確かに女性だと構造上か分からないですけれども、半円回転のものなので、非常に手動だと重いので、それを手動にするにしても軽くするような何かをしないと、ちょっと対応がなかなか難しいかなと思っておりますので、今回内側が故障したのはいいのですが、外側ということで、冬季も風かなり吹き込んでしまいますので、開けっ放しというわけにはいきませんので、早急に外側のドアを修繕したいということで今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の教育委員会の答弁1点だけ、あそこ開けっ放しになると非常に物騒というところもあると思うのですが、重いというのも承知していますけれども、あれに取っ手をしっかりつけてとか、あれは施錠はできるわけですね。外ドアも多分施錠できるのです。前は内側だというのは私も認識していなかったのだけれども、もしも今回早急にやらなければということであれば仕方ないだろうけれども、行く行く手動でもできるのかどうかとか、そういうところも見ておいたほうがいいのではないかなと、公共施設の対応とか、そんなふうなこともありますので、ただ工事するよではなくて、そこのところまでぜひ対応できるのかどうか、していただきたいと思います。答弁は要らない、やってもらえれば。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 失礼しました。ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今回の補正、商品券発行事業については、住民の民意がきちんと反映されていないし、行政がやりやすい内容になっているため、私は反対をいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 今の行政のほうの答弁をお聞きしまして、反対する理由はちっともありません。私は賛成いたします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,792万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,165万9,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,792万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,165万9,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金でございますが、歳出の療養給付費及び療養費の増額補正に伴いまして、普通交付金を3,792万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。第1款総務費、第2項徴税费、第1目賦課徴収費は、産前産後期間の保険税免除措置に対応するため、国民健康保険システムの改修に伴い、委託料を102万9,000円増額するものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費及び第3目一般被保険者療養費は、療養給付費及び療養費の予算に不足が生じる見込みのため、それぞれ増額するものでございます。

次の第5目審査支払手数料は、国保連合会での審査支払いに係る手数料に不足が見込まれるため、6万7,000円を増額するものでございます。

次に、第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立額を減額しようとするものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第6目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度の県補助金額の確定に伴いまして返還金が生じたため、増額するものでございます。

以上で議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 次に出てくる介護保険のほうとちょっと関係しているのですけれども、システムの改修業務委託料が102万9,000円なのですよ。ところが、介護保険システムの改修業務委託料が65万5,000円と半額ぐらいなのです。予算規模を見ると、両方とも8億4,000万ぐらいでほぼ似ている、同じぐらいなのです。それについて、総額ではなくて人数の関係とか、そんなふうなことなのかなと思うのですが、あまりにも半額ぐらいという差があるので、この委託料がこの業者高いのではないのと、ただそういう見方ぐらいしか素人目に見えないので、ちょっとその説明がお願いできればということです。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柝原秀樹君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの国民健康保険システムの改修のほうなのですけれども、税務会計課のほうでやっておりますので、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。こちらの改修につきましては、先ほど可決させていただきました、妊産婦の減額に係るシステムの改修になっております。ほかの介護保険とかの改修がどの程度かというのは私のほうでは分からないのですけれども、こちらの今回の妊産婦の国民健康保険税の減額の改修につきましては、まず今まで国民健康保険の資格のほうになかった項目、例えばですけれども、出産予定の被保険者の登録ですとか、あとは出産予定日の入力ですとか、あとはお一人産むのか、それとも双子、三つ子の方を産むのかということを経済上登録する必要があるもので、全く新しくシステムを構築する必要があるということになります。それについてのまず計算というのが必要になってきて、それもまた新しくゼロからの構築ということになっておりますので、なおかつ今のシステムとの連携ということも考えられますので、そういった面でゼロからの構築が多くある分、今回のシステム改修の金額というのは少し若干高めになっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の説明はよく分かります。ただ、委託料が高額になっていくというようなこともあるので、町当局としてもやはりこういうものについてかかってしまうのは仕方ないだろうけれども、もう少しはっきり言って減額していかないと、こういうものがなかなか、どんどん、どんどん本年度予算の委託料より、またこれがのっかってきたわけだし、介護ものってくるしということで委託料が増えていってしまうので、そういう減額できるような努力はぜひしていただきたいと思いますので、そこだけ申し添えておきます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第68号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第69号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第69号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,467万4,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第69号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,467万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。6、7ページを御覧ください。歳入でございますが、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金136万5,000円ですが、歳出の介護保険システム改修業務委託料や認定調査事務に関わる非常勤職員報酬の補正に伴い、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費65万5,000円は、令和6年度の介護報酬改定等に伴う、介護保険システムを改修するための委託料について増額するものでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費71万円は、介護申請のあった被保険者の認定調査を行う調査員の報酬が不足するため、非常勤職員報酬について増額するものでございます。

以上で議案第69号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これが配られるまで気がつかなかったのですけれども、要するに要介護認定調査員

報酬、補正で71万円出てきているのですよね。総額で見ると869万5,000円かかっているのですよね。という見方でいいかなと思うのですが、そうすると相当かかっている、これはもう大切な仕事だからお金かかるのやむを得ないと思うのですが、ではこの調査員という方は、非常勤職員ということは何名ぐらいいるのかなということ、それから全くどういう方が調査員に指名というか、任用されているのかということが分からないので、名前とか、そんなことは要りませんけれども、人数概算、こんなふうな方がということでお聞きできればと思います。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 予算が、総額が結構大きくなっているのですけれども、こちらには認定申請をした方のかかりつけの医療機関に主治医の意見書として書いていただく分も入っていますので、金額は多くなっています。

認定調査員につきましては、看護師等の免許を持った方が認定調査員になる研修を受けまして、研修の合格した方が認定調査員になっています。その方がパートさんで3名おります。3名の方で、主に1の方がパートの中でも多くの業務を担っていただいています、3名体制で今、回しているところでございます。今年度につきましては、介護の認定の更新の件数が多いのと、あとはやはり独り暮らしの方ですとか、高齢の方の調査が多いので、時間がかかるということで、今回報酬のほうを補正予算で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第69号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第11、議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億2,787万6,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,787万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、歳出予算の保険料還付金の増額に伴いまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合から還付金総当額が交付されるため、4万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、保険料還付金の予算に不足が見込まれるため、4万3,000円を増額するものでございます。

以上で議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第71号 指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第71号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。

現在、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターは、社会福祉法人清心会に指定管理を行わせておりますが、指定期間が令和6年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244条の2第3項及び長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例第5条の規定により、令和6年4月1日から5年間の同施設の管理を行う指定管理者として指定するため、この案を提出するものでございます。

なお、指定管理者の公募を令和5年9月1日から9月29日の期間に実施いたしました。公募に応じた団体は、現在、指定管理者となっている社会福祉法人清心会のみでございました。申請内容等を審査した結果、指定管理者の候補として選定したところでございます。

それでは、議案を御覧ください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設。

(1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬59番地。

(2) 名称 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター。

2 指定管理者に指定する団体。

(1) 所在地 埼玉県秩父市山田1199番地2。

(2) 名称 社会福祉法人清心会。

(3) 代表者 理事長、岡部浩之。

3 指定する期間。

令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上で議案第71号 指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この指定管理制度についてなのですが、多分長瀬町では2つだけだと思います。大きな市になるとかなり指定管理を多くやっていて、そのほうが財政圧迫を防げるというふうなことで、多くの市でたくさん指定管理制度を設けているのではないかと思います。常々思うのですが、これ1枚出されて、以上の理由でということなのですが、理由がないではないですか。やはり指定管理をするという場合については、多少なりとも資料が添付されると非常に見やすいと、例えばいろいろ課題もあると思うのです。はっきり言って介護予防のやるとか、いろいろ条例の中でうたわれているけれども、それがちゃんとできているかどうかということについても多少疑問もあるわけです。誰がそれではというふうなことになって、あそこでパンの直売なんかやっているとか、障害者のとか、そういうのにたけているというこの施設しかないのかなと思いますけれども、いずれにしても、例えば売上げともいかななくてもいい

けれども、障害のある方々が作ったものがこういうふう売れているのだとか、このくらい理想だとか、あそこを一般の人が来て介護予防事業に参加しているのだとか、だからという資料、今日どうこうできないと思うのですが、指定管理制度についてはそういう評価をして、町でもこの人しか、ここしかないからこれを出しましたというのではないと思うのです。確かにここしか来なかったというふうなところだと思うけれども、これを認定するに当たって運営方法とかどうなのだったのだろうかというもの、基礎資料、評価資料、それを大げさなのでもなくてもいいと思うのです。こんなふうな状況ですよというのを我々に示していただかないと、このような理由でってこのような理由でって何なのとなってしまうので、そういうことをぜひ次回からそういうのがあった場合にやったほうがいいのではないかと、我々も見やすいのではないかと思いますので、そのことについて一言といいますか、お願いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

評価につきましては、町内の評価の審査基準を設けまして、項目をかなり、何項目だったか、すみません、持っていないのですけれども、その項目に基づきまして審査をする、職員のほうですけれども、審査をしまして、基準を満たしているということで、今回この指定管理者について議案を上げさせていただきました。ですので、お見せする資料等は提示しておりませんが、内部で審査のほうをしっかりとしまして、今回出させていただきますので、ご承認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ではもう一回。当然そうだと思います。内部で出せないというか、そんな細かいものはなくてもいいから、こんなふうなというのを、だからちょっと課長ではなくて、総務課とか町長に答えていただいたほうが本当はいいのかなと思いますけれども、多少なりとももの見てなるほどなといいますが、あそこに障害のある方が何人所属しているのだと、なるほどなとか、だからこれ決して反対するものではないのですが、そういう資料を、例えばさっきも言いました商工会にしても、これから指定管理がまた出てきたときに事業に対して毎年500万だとか、そういうのではなくても、これはもっととか、そういうことも加味できるのではないかなと、こうなったのかというのが、ぜひ附属資料ではないけれども、出せるのかどうか、本当に簡単なものでいい、その点についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

何か出せるものがあれば、次回の指定管理のときには出すようにしたほうがいいのかなという考えもありますので、そのときにまた検討して、出せるものは出していきたいと思います。また町長等とも相談してやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第71号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



◎長瀬町選挙管理委員の選挙

○議長（岩田 務君） 日程第13、長瀬町選挙管理委員の選挙を行います。

本件につきましては、令和5年11月8日付、長選管第22号で、町選挙管理委員長から選挙管理委員が令和5年12月24日に任期満了となるため、選挙されるよう通知を受けております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長からご指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君、堀口誠君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君、堀口誠君を選挙管理委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました坂上豊年君、齊藤喜久夫君、新船勲君、堀口誠君が選挙管理委員に当選されました。



◎長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（岩田 務君） 日程第14、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件につきましては、令和5年11月8日付、長選管第22号で、町選挙管理委員長から選挙管理委員補充員が令和5年12月24日に任期満了となるため、選挙されるよう通知を受けております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長からご指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理補充員に岩田秀成君、高橋忠男君、松本高正君、南信彦君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました岩田秀成君、高橋忠男君、松本高正君、南信彦君を選挙管理委員補充員とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました岩田秀成君、高橋忠男君、松本高正君、南信彦君が選挙管理委員補充員に当選されました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第16、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。

◇

◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

◇

◎閉会について

○議長（岩田 務君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など8件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

今後の予定でございますが、1月7日の日曜日に消防団出初め式が行われます。宝登山神社で安全祈願をした後、大東河原に移動し、放水演習を実施します。

また、同日、長瀬中学校体育館を会場に二十歳の集いを開催いたします。民法の改正により青年年齢が18歳となったことから、昨年より名称を「二十歳の集い」と改めて開催しております。議員の皆様には、ご出席の上、二十歳という人生の節目を祝福していただければと思います。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。今年も余すところ3週間余りとなり、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の開議を閉じ、令和5年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時20分

○議案第70号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第70号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○議案第71号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第71号 指定管理者の指定について	
○長瀬町選挙管理委員の選挙	74
○長瀬町選挙管理委員補充員の選挙	74
○議員派遣の件	75
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	75
○字句の整理	76
○閉会について	76
○町長挨拶	76
○閉会	77

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗